

令和8年度 第1回理事会

日 時：令和8年4月10日（金）15:30～

場 所：森林総合研究所（つくば市）特別会議室

I. 報 告

1. 令和7年度コンプライアンス合同報告会について（開催報告）
[コンプライアンス推進室]
2. 第6期中長期計画の認可及び令和8年度計画の届出について [総合調整室]
3. 令和8年度 機構会議等の日程について [総合調整室]
4. 林木育種センターにおける一般職員（大卒）の採用について（非公表）
[林木育種センター]
5. 令和7年度の特定期母樹の指定及び優良品種の開発について [林木育種センター]
6. 令和7年度における林木遺伝子銀行110番の実施状況について
[林木育種センター]
7. 森林保険制度の普及及び森林保険加入促進に係る活動計画について
[森林保険センター]

II. その他

1. 今後の主な会議・行事予定について
2. 主要行事
3. 森林総合研究所が広報普及した主な研究成果等について

令和7年度コンプライアンス合同報告会について（開催報告）

このことについて、下記のとおり開催しましたので、お知らせします。

1. 開催日時 令和 8年 3月13日（金）14：35～16：00
2. 開催場所 森林総合研究所特別会議室（Web 会議併用）
3. 出席者 浅野理事長（総括推進責任者）、小平理事（法令遵守担当）
高橋監事、渡邊監事
【森林総合研究所等コンプライアンス推進委員会】
宇野理事（企画・総務・森林保険担当）、川村総括審議役、
稲本審議役^{※オブザーバー}
亘コンプライアンス推進室長、田岡コンプライアンス推進室員
【森林整備センターコンプライアンス推進委員会】
遠山理事（森林業務担当）、打越監査・コンプライアンス室長、
毛谷村参事
【森林保険センターコンプライアンス推進委員会】
宇野理事（企画・総務・森林保険担当）、安高総括審議役、
野間リスク管理室長、新井係長
4. 議 事 各コンプライアンス推進委員会から、令和7年度の取組結果報告
と令和8年度の取組方針を次のとおり説明した。

令和7年度取組結果

【森林総合研究所等】（公益通報 0件）

1. コンプライアンス意識の浸透
 - ・コンプライアンス研修（ハラスメント防止研修、反社会勢力への対応研修を含む）の実施と理解度テストの実施
 - ・研究倫理研修、研究セキュリティ・インテグリティ研修の実施
2. コンプライアンス違反と思われる事項の相談、通報、事例の周知
 - ・相談窓口業務スキル向上研修の実施
 - ・各種通報・相談窓口や公益通報処理規程の周知及びコンプライアンス、ハラスメントに関するトピックスの掲載（サイボウズ、毎月1日）
3. コンプライアンス意識調査の実施
 - ・コンプライアンス意識調査及びハラスメントに関するアンケートの実施、結果分析と周知
4. ハラスメントの未然防止について
 - ・コンプライアンス・ハンドブックを活用した、コンプライアンス意識の向上他

【森林整備センター】（公益通報 1件）

1. コンプライアンス研修等の実施
 - ・コンプライアンス研修（階層別）、カスタマーハラスメント研修等の実施
 - ・コンプライアンス自己診断
 - ・コンプライアンス理解度テスト
 - ・Web開催のセミナー等への参加
2. 職場内ディスカッション
 - ・コンプライアンス・ハンドブック、ニュースレター、危険予知確認表（令和7年度改訂）を活用して職場内で意見交換
3. 風通しの良い職場づくり
 - ・職場内のコミュニケーションスキル向上、ハラスメント防止等の取り組み
 - ・民間のノウハウを活用したハラスメントに関するアンケート調査
 - ・公益通報受付窓口（内・外部）等の周知他

【森林保険センター】（公益通報 0件）

1. コンプライアンス意識の強化
 - ・コンプライアンス研修（カスタマーハラスメント）の実施（録画視聴含む）
 - ・ハラスメント防止研修（録画視聴含む）
 - ・コンプライアンス行動規範による理解度テスト及び自己診断の実施
2. コンプライアンス違反を未然に防ぐ風通しの良い組織づくり
 - ・所長が職員30名（課長以上除く）と1対1の面談の実施と、面談結果のフィードバック

- ・職場環境実態把握アンケート及びハラスメント実態把握アンケートの実施
 - ・危険予知活動実践表に基づく自己点検の実施
 - ・公益通報制度及び苦情相談窓口の周知
3. 社会貢献活動の取組
- ・各種イベント等への積極的参加
- 他

【3部門共通】コンプライアンス推進月間の取組

- ・法令遵守担当理事からのメッセージ発信
- ・コンプライアンス標語の募集・掲示

【主な意見】

◇森林総合研究所等

- ・意識調査の結果で、研究不正に関する部分の間に、ネガティブな回答が少なからず存在している。ここ何年か継続しており、手を打つ必要がある。
- ・研究所において、「ハラスメント相談員向け講座」のDVDを購入したため、今後各部門で共有を図り活用していただきたい。

◇森林整備センター

- ・公益通報が一件発生したが、しっかりと対応できた。懲戒委員会とのつながりの部分の不明点など課題も確認したので、規程改定等の対応が必要。
- ・カスタマーハラスメント対応研修（今年度：管理職層、来年度：担当者層）を実施しているが、機構職員がカスハラする側にならない意味でも大切である。
- ・委員会では活発かつ実質的な意見交換ができて非常に良かった。議論したことを来年度の取り組みに活かしていただきたい。
- ・コンプラ疲れにならないように、研修等のやり方を考えて実効性のある対策を打っていくことが大切である。

◇森林保険センター

- ・直近の委員会でハラスメントだけでなく、職場環境についてもかなり時間をかけてディスカッションでき、非常にいい機会となった。是非、次年度も取組をつなげていただきたい。
- ・令和6年度に、職場環境に関する課題があった中で、令和7年度、一歩踏み込んだ対応が出来た。重要なのはこれで満足せず継続して対策を確実に実行していくこと。それによって、職員の信頼を管理職の皆さんが勝ち取っていくことになるので、諦めず、不断の努力を続けていただきたい。

◇部門共通

- ・研修等はできるところから3部門で一本化して実施していただきたい。
- ・相談員研修は受講者の評価も高く、大変良かったと思っている。相談員だけでなく様々な方が受講できる機会を設けることで本当に良い職場となると思う。

令和8年度取組方針

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所、林木育種センター、森林バイオ研究センター、森林整備センター及び森林保険センター（以下「研究所等」という。）においては、令和8年度はコンプライアンス推進の取組を継続し、法令を遵守するだけでなく、研究所等に期待されている社会的要請に応え、社会的責任を果たしていく意識をさらに高めるとともに、役職員一人ひとりが研究所等の使命を共有し、コンプライアンス意識の向上を図るため、以下の取組を行うこととする。

【共通項目 1. ～3.】

<p>1. コンプライアンスへの意識の向上、浸透、強化</p>	<p>(1) コンプライアンス研修等の実施及び参加 コンプライアンスを巡る最近の情勢も踏まえテーマを選定し、効果的なコンプライアンス研修を実施及び参加する。</p> <p>(2) コンプライアンス意識調査の実施 コンプライアンス行動規範の浸透、定着状況の点検及び実態について評価を行うため意識調査を行う。</p> <p>(3) コンプライアンス推進月間（12月）の取組 国立研究開発法人協議会（略称「国研協」）のコンプライアンス推進月間に合わせて、全役職員に対し意識の向上、浸透、強化のための取組を行う。</p>		
<p>2. 風通しの良い職場づくり</p>	<p>(1) 「公益通報受付」及び「苦情相談」窓口の周知 「公益通報受付窓口（内・外部）」及び「苦情相談窓口（内・外部）」について、各種研修や会議等の機会を利用して周知する。</p> <p>(2) コンプライアンス違反事項の相談、通報、周知 コンプライアンス意識の向上を図るため、優良事例又は違反事例の発生について、サイボウズや会議等を通じて全役職員へ周知する。 また、各窓口においては、コンプライアンスに関する相談、通報、告発等について適切に対応する。</p>		
<p>3. ハラスメント等の未然防止</p>	<p><ハラスメント実態把握アンケートの実施> ハラスメントの実態を正確に把握し、全役職員が互いに尊重し合い、安心して能力を発揮できる職場環境を構築することを目的に実施する。</p>		
	<p>森林総合研究所等 コンプライアンス推進取組方針</p>	<p>森林整備センター コンプライアンス推進取組方針</p>	<p>森林保険センター コンプライアンス推進取組方針</p>
<p>4. 各部門における独自の取組</p>	<p><国研協コンプライアンス専門部会> 国研協コンプライアンス専門部会において、部会長及び事務局として、部会の運営を行い参加法人におけるコンプライアンスに関する情報共有と課題の検討を行う。</p>	<p>(1) 良好な人間関係構築の推進 良好な人間関係を構築し円滑な業務運営を図ることを目的に各種取組を実施する。</p> <p>(2) 各職場の取組状況に関する情報共有 各職場における取組が、より効果的なものとなることを目的に取組内容について組織全体で情報共有する。</p> <p>(3) 地域貢献活動の取組 地域社会との良好な関係を築くことを目的に森林整備センターが培ってきた技術等を活かした取組やイベント等を通じて事業情報を発信する。</p>	<p>(1) 「風通しの良い職場環境づくりにおける職場環境実態把握アンケート」の実施 森林保険センターにおける「風通しの良い職場環境づくり」を築いていくために、森林保険センターの職場実態を把握する。</p> <p>(2) カスタマーハラスメントへの対応 職員を悪質なクレームから守るため、森林保険センターにおける森林保険センターカスタマーハラスメント対応方針等を策定する。</p>

<令和8年度森林総合研究所等コンプライアンス年間取組計画>

【機構共通項目 1. ～3.】

1. コンプライアンスへの意識の向上、浸透、強化		担当部署	対象	時期
(1) コンプライアンス研修等の実施及び参加	・新規採用者研修（ハンドブックの配布及び講義）	研究企画科	機構全体	4月
	・コンプライアンス研修、ハラスメント防止に関する研修会（同時開催）	コンプライアンス推進室 総務課	森林総合研究所等	未定
	・相談窓口業務対応スキル向上のための研修（実施未定）	コンプライアンス推進室 総務課	森林総合研究所等	未定
	・研究倫理研修会	研究企画科	森林総合研究所等	10月
	・公的研究費等に関するコンプライアンス教育研修	研究管理科	森林総合研究所等	5～6月
	・情報セキュリティ教育研修	研究情報科	森林総合研究所のみ	6月、11月
	・職員倫理研修／障害者差別解消に関する研修／反社会勢力への対応研修（隔年開催）	総務課	森林総合研究所のみ	未定
	・個人情報保護に関する研修	総務課	機構全体	未定
	・発注者網紀保持に関する研修	調達課	機構全体	未定
(2) コンプライアンス意識調査の実施	・コンプライアンスに関する意識調査（Microsoft Formsによる）	コンプライアンス推進室	森林総合研究所等	第2四半期
(3) コンプライアンス推進月間【12月】の取組	・法令遵守担当理事のメッセージ配信	コンプライアンス推進室	機構全体	12月
	・コンプライアンス推進に向けた2026年度標語の募集及び決定（国研協への応募）	コンプライアンス推進室	機構全体	5月頃
	・コンプライアンス研修（国研協の研修と同時開催検討）	コンプライアンス推進室	森林総合研究所等 又は機構全体	12月
	・国研協統一スローガン及び各部門の優秀標語の掲示	コンプライアンス推進室	機構全体	12月
2. 風通しの良い職場づくり				
(1) 「公益通報受付」及び「苦情相談」窓口の周知	・グループウェア（サイボウズ）等での周知	コンプライアンス推進室	森林総合研究所等	毎月
	・所内掲示板、居室へのピラの掲示	コンプライアンス推進室	森林総合研究所等	通年
(2) コンプライアンス違反事項の相談、通報、周知	・グループウェア（サイボウズ）等でのコンプライアンス違反、ハラスメント等のトピックスの掲載	コンプライアンス推進室 総務課	森林総合研究所等	毎月
	・各窓口において、コンプライアンスに関する相談、通報、告発等があった場合の適切な対応	各窓口	森林総合研究所等	通年
3. ハラスメント等の未然防止				
<ハラスメント実態把握アンケートの実施>	・ハラスメントに関するアンケートの実施（Microsoft Formsによる）	コンプライアンス推進室	森林総合研究所等	第2四半期
	・アンケート結果の分析と考察、周知	コンプライアンス推進室	森林総合研究所等	10～12月
4. 森林総合研究所等独自の取組				
<国研協コンプライアンス専門部会>				
(1) コンプライアンス専門部会長	・総会での専門部会報告、専門部会運営	理事（企画・総務・森林保険担当）	森林総合研究所等	通年
(2) コンプライアンス専門部会事務局	・専門部会資料作成、推進月間スローガンの募集、決定 ・スローガンポスターの作成 ・専門部会主催研修の企画、立案、実施 ・その他専門部会に関わる業務 ・実務担当者研修「リスク管理又は利益相反に関する研修」	コンプライアンス推進室	森林総合研究所等	通年
<その他>				
取組方針及び取組計画の周知	・グループウェア（サイボウズ）や諸会議の場において周知	コンプライアンス推進室	森林総合研究所等	4月

<令和8年度森林整備センターコンプライアンス年間取組計画>

【機構共通項目 1. ～3.】

1. コンプライアンスへの意識の向上、浸透、強化		時 期
(1) コンプライアンス研修等の実施及び参加	①外部講師によるコンプライアンス研修の実施 ②内部講師による新規採用者コンプライアンス研修の実施 ③内部講師による新任管理職コンプライアンス研修の実施 ④外部機関が主催するコンプライアンス研修等への参加	【5月】 【4月】 【未定】 【通年】
(2) コンプライアンス意識調査の実施	①コンプライアンスに関する意識調査 （「コンプライアンス・ハンドブック」より）（eラーニング）	【7月】
(3) コンプライアンス推進月間（12月）の取組	①国研協統一スローガンの募集及び森林整備センター優秀標語の決定 ②法令遵守担当理事のメッセージ配信 ③コンプライアンス研修の実施（参加）及び理解度テストの実施 ④国研協統一スローガン及び各部門の優秀標語の掲示	【第1四半期】 【12月】 【12月】 【12月】
2. 風通しの良い職場づくり		
(1) 「公益通報受付」及び「苦情相談」窓口の周知	①全体会議やメール等で周知 （特に、両窓口の内・外部の担当部署等を示すとともに、具体的な手続き方法も周知する） ②ガールーンバナーでの周知 ③執務室内にビラを掲示	【年度当初及び都度】 【通年】 【通年】
(2) コンプライアンス違反事項の相談、通報、周知	①「コンプライアンス・ハンドブック」をもとに職場内学習 ②「コンプライアンス便り」及び新聞記事等に掲載のコンプライアンス違反事例をもとに意見交換 ③危険予知確認表を参考に、コンプライアンスに抵触する可能性の高い「見過ごし」や「気づかない」等の具体例についての議論 ④公益通報に係る実践的訓練（年1回：監査・コンプライアンス室）及び公益通報案件発生時の研究開発部門及び森林保険部門との連携	【通年】
3. ハラスメント等の未然防止		
(1) 「ハラスメント実態把握アンケート」の実施（収集方法：Microsoft Forms）		【9月～10月】
(2) 民間のノウハウを活用したハラスメント防止の取組		【未定】
(3) カスタマーハラスメント対応研修の実施（仙台、川崎、名古屋、京都、岡山、福岡の各拠点毎）		【第2四半期以降】
(4) カスタマーハラスメント対応マニュアルの周知		【通年】
4. 森林整備センター独自の取組		
(1) 良好な人間関係構築の推進	①出・退勤時の挨拶の励行 ②コミュニケーション機会の確保と向上	【通年】
(2) 各職場の取組状況に関する情報共有	①各職場から取組結果を報告 ②監査・コンプライアンス室において幹部会に報告の後、組織全体で情報共有	【四半期毎】
(3) 地域貢献活動の取組	①森林整備センターが培ってきた技術・知見を活かした取組 ②次世代を担う子供たちへの学習機会の提供 ③県、市町村、森林・林業関係団体などと連携したイベントへの積極参加 ④その他地域貢献活動	【通年】

<令和8年度森林保険センターコンプライアンス年間取組計画>

【機構共通項目 1. ～ 3. 】

1. コンプライアンスへの意識の向上、浸透、強化		時 期
(1) コンプライアンス研修等の実施及び参加	①異動者等へのオリエンテーション（「コンプライアンス・ハンドブック」等の周知） ②コンプライアンス研修（動画視聴含む） ③情報セキュリティ研修（e-ラーニング） ④情報セキュリティインシデント対応訓練の実施 ⑤情報セキュリティ研修（自己点検）	【4月】 【5月】 【8月】 【9月】 【11月】
(2) コンプライアンス意識調査の実施	コンプライアンスに関する意識調査 （「コンプライアンス・ハンドブック」より）（eラーニング）	【7月】
(3) コンプライアンス推進月間【12月】の取組	①法令遵守担当理事のメッセージの配信 ②ハラスメント研修の実施（参加）及び理解度テストの実施 ③国立研究開発法人協議会（国研協）統一スローガン及び各部門の優秀標語の掲示 ④「コンプライアンス・ハンドブック」や「危険予知活動実践表」を参考に、コンプライアンスの意識を向上させるため自己点検の実施	【12月】
2. 風通しの良い職場づくり		
(1) 「公益通報受付」及び「苦情相談」窓口の周知	①全体会議やメール等で周知 （特に、各窓口の内・外部の担当部署を示すとともに、具体的な手続き方法も周知する） （悩みごと等に関し、1人で抱え込まないよう、苦情相談窓口にこだわらず同僚、上司及び家族等に相談することを促す） ②ガールーンのトップ画面である「ポータル」を利用し周知 ③執務室内にピラを掲示	【四半期毎】 【通年】 【通年】
(2) コンプライアンス違反事項の相談、通報、周知	①コンプライアンスに関する事例等を全体会議等で周知 ②「公益通報受付（リスク管理室）」及び「苦情相談（保険企画課）」窓口に係る規程等に基づく実践的な模擬訓練の実施（リスク管理室及び保険企画課員が参加）	【毎月】 【年1回】
3. ハラスメント等の未然防止		
「ハラスメント実態把握アンケート」及び意見交換会の実施（収集方法：Microsoft Forms）		【9月～10月】 【12月】
4. 森林保険センター独自の取組		
(1) 「風通しの良い職場環境づくりにおける職場環境実態把握アンケート」の実施及び意見交換会の実施 （収集方法：Microsoft Forms）		【5月～6月】 【8月】
(2) 「カスタマーハラスメント」への対応	厚生労働省は、労働者を悪質なクレームから守るため、カスタマーハラスメント（カスタハラ）対策を令和8年10月1日から全ての企業（中小企業を含む）に義務付ける方針を固めていることから、森林保険センターにおける森林保険センターカスタマーハラスメント対応方針等の策定	【9月まで】

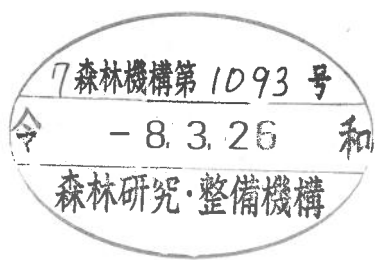
第6期中長期計画の認可及び令和8年度計画の届出について

1. 国立研究開発法人森林研究・整備機構の中長期目標を達成するための計画
(中長期計画) について (認可)

令和8年3月2日付け7森林機構第1093号をもって農林水産大臣あて認可申請を施行した国立研究開発法人森林研究・整備機構の中長期目標を達成するための計画(中長期計画)については、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の5第1項の規定に基づき、令和3年3月26日に認可されましたので、お知らせします。

2. 国立研究開発法人森林研究・整備機構令和8年度計画について (届出)

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の8において準用する第31条の規定により、国立研究開発法人森林研究・整備機構令和8年度計画を定め、農林水産大臣あて届け出たので、お知らせします。



農林水産省指令 7 林整研第381号

茨城県つくば市松の里 1 番地
国立研究開発法人森林研究・整備機構
理事長 浅野 透

令和 8 年 3 月 2 日付け 7 森林機構第1093号 (令和 8 年 3 月 19 日付け 7 森林機構第1093号をもって当該申請の一部補正) をもって認可申請のあった国立研究開発法人森林研究・整備機構の中長期目標を達成するための計画 (中長期計画) については、独立行政法人通則法 (平成11年法律第103号) 第35条の 5 第 1 項の規定に基づき、申請のとおり認可する。

令和 8 年 3 月 26 日

農林水産大臣 鈴木 憲和



令和8年3月26日

第1 第6期中長期目標期間における森林機構のミッション

国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「森林機構」という。）は、研究開発業務、水源林造成業務、森林保険業務の3業務を行う独立行政法人であり、研究開発業務としては120年にわたる試験研究の蓄積を有する、森林・林業・木材産業分野を総合的に扱う我が国唯一の中核的な試験研究機関であるとともに、水源林造成業務としては水源涵養上重要であるものの土地所有者の自助努力では適正な森林整備が見込めない土地において、長期の分収林契約の仕組みにより水源林の造成・管理を行い、長年にわたる豊富な実績に基づく森林整備に係る知見や技術を有する機関として、また、森林保険業務としては火災、気象災及び噴火災による森林の損害を補償する総合的な保険を運営する機関として、我が国の森林の有する公益的機能の発揮及び林業の持続的かつ健全な発展に貢献してきた。

森林機構を取り巻く環境を見ると、6割を超える人工林が一般的に利用期に入るとされる51年生を既に過ぎている中で、国産材の供給量は増加をしてはいるものの、森林・林業基本計画で定めた目標である40百万m³（令和7年）を達成できていない状況にある。令和3年の木材不足・価格高騰（いわゆるウッドショック）や為替変動等もあって、国内資源への期待が高まっており、こうした状況を国産材のシェア拡大のチャンスとして活かしていくことが求められている。また、地球温暖化防止や生物多様性保全への関心が高まっており、主伐・再生林による循環利用や多様で健全な森林づくりが求められている。

一方で、我が国の森林・林業・木材産業は、人口減少や、高齢化による労働力の減少、山村の過疎化、気候変動に伴う災害の激甚化、温室効果ガス排出量のネット・ゼロの実現、生物多様性の保全などの課題に直面している。そうした中でも、国民からの期待が高い水源涵養や国土保全をはじめとする森林の多面的機能を将来にわたり十分に発揮させることが求められているほか、森林空間や森林の持つ機能を活用して山村に新たな価値を創造し山村振興を図ることや、再生可能な木質資源から成分を取り出して高付加価値な新素材を開発することにより林業・木材産業も経済性を高め循環型社会に貢献することも期待されている。

このように、森林機構に対しては、豊かで多様な森林の恵みを活かした循環型社会の形成や人類の持続可能な発展に貢献することが一層強く求められる状況となっている。その責務を果たすため、理事長のリーダーシップの下、研究開発、水源林造成、森林保険という性質の異なる3つの業務を包括する機関としての強みを活かしつつ、研究開発成果の最大化、各業務の推進並びにそれら業務の質の向上と業務運営の効率化に森林機構全体で一体的に取り組む。

第2 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

上述の国立研究開発法人の使命及び役割を果たすため、1 研究開発業務の各重点課題、2 水源林造成業務、3 森林保険業務、4 特定中山間保全整備事業等完了した事業の債権債務管理業務をそれぞれ一定の事業等のまとまりとする。

1 研究開発業務

我が国は世界有数の森林国である一方、労働力の高齢化や木材価格の低迷など林業・木材産業を取り巻く状況は厳しく、解決すべき課題を多く抱えている。また、激甚化する自然災害や生態系の劣化は森林が有する多面的機能の発揮にも影響を及ぼし得ることが懸念される。かつて人と森林とが密接な繋がりを持っていた山村は過疎化が進み、適正な森林管理が進まない中、地域社会の再興だけでなく、森林の多面的機能を将来の世代でも享受できるようにするためにも対応が必要となっている。人と森林の関係を重視し、多様な幸せ（ウェルビーイング）の向上に繋げるためにも、サーキュラーエコノミーの考えのもと、森林資源を持続的かつ適正に循環利用していく必要がある。加えて、炭素中立（ネット・ゼロ）や自然再興（ネイチャーポジティブ）の実現といった国際的にも重要視される取組への対応も求められている。研究開発成果はこれらの対応を進めるに当たって重要な科学的エビデンスとなる。森林科学に関連する分野を総合的に扱う我が国唯一の中核的な試験研究機関として、基礎研究や継続性が重視される基盤的研究を実施しつつ、デジタル技術などを活用して、林業の振興と森林の有する多面的機能の維持増進や、我が国が目指す森林・林業・木材産業の姿の実現及び社会的要請に貢献するための研究を推進する。具体的には、森林の持つ多面的機能の発揮を通して、環境変動に対する森林の環境保全・調整機能の強化や生物多様性の評価と保全に向けた研究開発を推進する。また、我が国の森林資源を最大限に活用した持続的な林業・木材産業の実現、山村地域の活性化をもたらす研究開発に取り組む。さらに多様な森林資源を持続的に管理するため、林木育種基盤の充実と優良品種の開発に関する研究を推進する。

研究開発の推進に当たり、その成果を最大化し、得られた成果の速やかな社会還元、橋渡しが図られるよう、以下の取組を強化する。

研究開発成果の最大化については、産学官連携による共同研究の強化に資する研究開発プラットフォームとの連携を引き続き推進するとともに、異業種・異分野との連携を強化する研究コンソーシアムの設置に積極的に取り組む。

また、大学や試験研究機関等との連携を促進するとともに、各地域の諸会議や森林機構が有するネットワーク等を活用し、支所・育種場等を地域の拠点として各地域の課題解決に寄与する。一方、気候変動や生物多様性など国際的な課題の解決に向け、国内外の関係機関との連携を促進し、我が国の国際貢献に寄与する。

研究開発成果の社会還元については、国内外の情勢変化や科学技術・イノベーション

ンを巡る動向等を踏まえ、オープンサイエンスを視野に入れた研究成果のオープン化促進を図るとともに、これまでに収集した標本や調査資料の保管体制を整え、適切な公開・提供を推進する。加えて、適切な知的財産の管理と支援により研究成果の社会実装を推進する。これらの取組により研究力の強化、研究成果の最大化を図る。

研究開発を着実かつ効率的に実施できるよう以下の3つの重点課題と、その下に8つの戦略課題を設定し、理事長のリーダーシップの下で、支所、育種場等も含めた全国ネットワークを活用して、総合的に研究開発を推進する。

(A) 環境変動対策の高度化と森林の多面的機能の発揮に向けた研究開発

(B) 林業の持続的かつ健全な発展と木質資源の高度利用のための研究開発

(C) 多様で持続的な森林資源の造成・利用に貢献する林木育種

中長期目標期間を超えて取り組む必要のある長期モニタリングや遺伝資源の確保等研究基盤のほか、種苗の生産・配布については、それぞれ関連課題との関係が明確となるよう適切な重点課題の下に位置付け、実施する。

研究課題の評価については、別途定める評価軸及び指標等に基づき、外部有識者等の意見も踏まえ、森林機構自ら厳格に実施するとともに、評価結果に基づき、研究の進捗状況、社会情勢の変化等に応じて必要な見直しを行う。また、期間中に中間的な評価を実施し、その結果に応じて、研究開発内容等を見直していく。

(重点課題A) 環境変動対策の高度化と森林の多面的機能の発揮に向けた研究開発

気候変動に伴う極端な気象現象や、大規模地震・火山活動などの自然災害、人間活動による人為的な資源の過剰利用や原子力事故、少子高齢化・人口減少などによる社会構造の変化など、社会環境の変化を引き起こす要因が増加しつつあり、このような環境変動要因に対する適切な対応の必要性がますます高まっている。これに対して陸地の多くの面積を占める森林は環境変動の緩和や調整を行う効果が期待されている。環境変動は、森林の生物相へ多様な影響を及ぼすと同時に生物の活動は環境へも影響を与えている。したがって森林の環境変動対策を高度化するためには、外的要因に対する応答として森林の多面的機能を適切に評価するとともに、森林環境と生物相の双方向の影響関係を明らかにすることが必要である。また、現代社会においては、持続可能な社会の構築と人々のウェルビーイングの向上が強く求められている。

このため、以下の2つの戦略課題を設定し、森林の多面的機能を環境保全や調整機能の側面と生物多様性保全機能の側面から高度に発揮させることで、森林を活用した国内外の環境変動問題の解決に資する研究開発を推進する。

戦略課題A 1 森林の環境保全・調整機能の強化に向けた研究開発

環境変動要因に対して、森林は気候変動の緩和や水源涵養、土砂災害防止など環境の保全や調整を行う多面的機能を有している。環境変動が進行する中で、環境変動要因に対する森林の環境保全・調整機能の評価やリスク軽減技術の開発を進め、安全・安心な社会の構築に向け森林を活用した環境保全技術の開発を行う

ことが必要である。

このため、環境変動要因の中核となる気候変動に対して、精緻な観測技術の開発を進め、現状を把握し、超長期の攪乱が植生や生物、温室効果ガス動態などに及ぼす影響の要因を明らかにして、森林生態系における生産量や炭素蓄積量の評価と将来リスクの予測の高度化を進め、ネット・ゼロに向けた吸収源機能の強化手法を開発する。

さらに、気候変動に伴う気温上昇や降水パターンの変化による森林の水源涵養機能等の低下や変質を受けにくい森林管理のために、環境変動と森林施業が森林の多面的機能に及ぼす影響を評価・予測する技術を開発する。東日本大震災に伴う原子力事故からの復興のために、放射性物質の動態を予測する技術を開発する。

加えて、頻発する極端な気象現象や大規模な地震・火山活動等に伴って発生する激甚な山地災害や森林被害の防止・軽減のため、新たな計測や解析技術及び災害履歴情報を活用し、山地災害や森林被害の発生メカニズム及び森林の災害軽減機構の解明、災害発生リスクの評価をすすめることにより、災害対応技術及びリスク軽減技術を高度化する。

森林の機能の評価には、長期的なデータの拡充が不可欠であるため、国有林等に設定した試験地を活用しながら森林の水源涵養、水質形成、森林気象の観測や、雪氷害対策のための積雪観測等の基盤データの収集に取り組むとともに基盤データの公開を行う。

戦略課題A2 森林の生物多様性の評価と保全に向けた研究開発

環境変動に対応した持続可能な社会の実現のために、自然に基づく解決策(NbS)や、生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せるネイチャーポジティブの概念が国際的に重要視されている。そこで、陸域の生物多様性の大部分を支える森林の生物多様性の現状を評価し、生物多様性と環境変動との関係、生物多様性とその他の多面的機能との関係を明らかにし、生物多様性の保全及び生物多様性と関連する機能の維持・増進に役立てる必要がある。

このため、森林の生物多様性の情報基盤となる森林生物の遺伝学的情報や森林動態の長期モニタリングのデータベースの充実化と公開を進めるとともに、デジタル技術も活用して森林の生物多様性の維持機構の解明に向けた知見の蓄積と、生物多様性の評価手法の開発を行う。

さらに、環境変動に対する森林生物及び生物多様性の応答を解明し、環境変動の影響を軽減する森林管理手法を開発する。

加えて、人獣共通感染症の感染リスクを軽減する生態系管理手法を開発するとともに、新たな侵略的外来種が侵入することによるリスクを予測・評価し、侵入初期における分布拡大抑制のための対応手法を開発する。

(重点課題B) 林業の持続的かつ健全な発展と木質資源の高度利用のための研究開発

我が国の人工林資源を十分に活かしてきれていない状況にある中、豊富な森林資源

を持続的に利用するため、林業・木材産業の人材不足に対応した効率的な木材生産や造林保育の技術開発、木材及び特用林産物のさらなる付加価値向上のための技術開発が求められている。

一方、急激な気候変動が森林を取り巻く環境の変化をもたらす中、環境負荷低減にも資する新たな視点での病虫獣害対策や花粉症対策、ネット・ゼロの達成に貢献する木質バイオマス利活用の推進などに取り組む必要がある。

このため、以下の4つの戦略課題を設定し、我が国の森林資源を最大限に活用した持続的な林業・木材産業の実現、山村地域の活性化並びに国民生活の向上に貢献する研究開発を行う。

戦略課題B1 森林資源の持続的利用と山村地域の活性化のための研究開発

人口減少下においても森林資源の持続的な利用を進めるため、林業を支える人材の確保、山村地域の活性化、林業適地における効率的な木材生産と確実な再造林を図る一方、多面的機能の発揮が期待される森林の適切な維持管理が求められている。

このため、人口減少や国内木材需要の縮小等が進む中での、山村地域、林業経営及び木材需給の変化と課題を明らかにする人文・社会科学研究を推進する。

また、持続的な木材生産が可能な林業適地の選定技術を開発し、造林コストの低減技術を高度化するとともに、多面的機能の発揮に向けた針葉樹人工林の針広混交林への誘導指針を提示する。

さらに、林業DXの基盤構築に寄与する要素技術を開発し、AI・ロボット技術の活用等によって林業作業の自動化・安全化技術を進展させる。

加えて、森林の長期的な成長特性を明らかにする研究基盤情報として収穫試験地30か所のモニタリングを実施し、持続的な森林資源管理のための森林情報技術を高度化するとともに、森林空間利用が人々のウェルビーイングにもたらす効果の解明を進め、多様な森林空間利用の拡大に貢献する研究を推進する。

戦略課題B2 森林病虫獣害防除技術と森林微生物資源の高度利用技術に資する研究開発

気候変動による森林環境の変化や林業の人材不足による森林管理様式の変化に伴う既存の森林病虫獣害の拡大、及び林産物取引に伴うグローバルな病虫害移動リスクの高まりが問題になる中、持続的な林業・木材産業の実現及び森林生態系の保全に向けて、環境負荷低減にも資する新たな視点での被害対策が必要とされている。また、人口減少や高齢化に直面している社会において、特用林産物等の森林微生物資源の有効活用による山村地域の活性化や国民生活の質向上が求められている。

このため、外来種を含む被害対策が求められる森林病虫害の防除技術やニホンジカ・ツキノワグマ等による獣害の管理手法を生物資源や生物特性に基づき開発する。また、スギ・ヒノキの輸出拡大に向けて、木材生産の各段階における病虫害の発生リスクをとりまとめ、国外逸出のリスク緩和手法をシステムズアプロー

チにより開発する。

さらに、山村地域の活性化や国民生活の質向上に向けて、特用林産物の生産振興を行い、国産安定供給を含む安全な食品生産ニーズに応えるため、食用きのこ類等の森林微生物資源の高度利用技術を開発する。また、国民病ともいわれ社会問題化している花粉症の対策として、花粉飛散防止技術の開発を進める。

加えて、樹木病原菌や食用きのこ類等森林微生物の遺伝資源について探索収集、特性評価を行い研究に活用するとともに、研究成果物としての保管を行う。また、獣害防除に資するため、広域での野生動物分布情報等把握システムを運営し、市民の力を活用して野生動物の分布状況を把握する。

戦略課題B3 木材の高度利用に向けた研究開発

森林資源の持続可能な利用を目指し、建築物等への利用をはじめとした木造化・木質化の多様なニーズに対応して木材・木質材料の需要拡大を図るため、大径材や広葉樹等の国産材資源の高度利用技術の開発が求められている。

そのため、要求される品質・性能を有する木材製品の安定供給に向け、AI等も活用し、加工工場等の現場測定も含めて木材特性の非破壊評価技術を高度化し、生育環境等の要因が木材特性の発現に及ぼす影響を解明するとともに、木材特性に基づいた効率的な生産・利用に資する木材の選別技術や加工技術を開発する。

また、非住宅・中大規模建築物等への利用拡大を図るため、超厚合板等の新たな木質材料の社会実装に向けた研究開発を進めるとともに、デジタル技術等の応用により、木材・木質材料や木質構造の性能評価や維持管理技術の高度化を図る。耐久性等の性能付与、環境性能評価等による木材・木質材料の付加価値向上に資する研究開発を行う。

さらに、木材の識別等に資する基盤的な情報を整備するため、海外樹種を含めた有用樹種を中心に150点以上の木材標本データを拡充し、ウェブサイト等を通じてデータを公開する。

戦略課題B4 木質バイオマスを持続的・総合的に利用するための研究開発

持続可能な脱炭素社会の実現に向け、再生可能である木質バイオマスを活用するべく、木材及びその化学成分をバイオマスエネルギー及びバイオマスマテリアルの原料として利用するための技術開発が求められている。

このため、木質バイオマスの実利用に必要な実証的な研究開発を継続することに加え、木材をバイオマス原料として利用するための新たな技術を開発する。バイオマスエネルギーの利用研究では、地域での小規模利用に必要な燃料の高品質化と高い経済性を実現する利用システムの構築とその安定的運用に必要な技術を開発する。

また、木質バイオマスの持続的生産拡大の要請に対応するために、早生樹等を15t/ha/年以上の成長量で生産するための技術を開発する。

さらに、バイオマスマテリアルの利用研究では、木部に加え枝葉や樹皮などを含む未利用・低質なバイオマスを原料とした木材の総合的な利用技術を開発する

とともに、微生物等の代謝を活用することにより木材成分から機能性素材の原料となる化合物の製造技術を開発する。

加えて、「木の酒」を実用規模で安定的に生産するための製造技術の高度化など、地域の木材あるいはその成分を食品素材等として高付加価値化するための新たな技術を開発する。

(重点課題C) 多様で持続的な森林資源の造成・利用に貢献する林木育種

森林資源を十分に活かしきれていない状況にあり、今後、主伐・再造林が更に広がる可能性が増す我が国においては、森林の多面的機能の維持・増進を図りつつ持続的な林業経営を確立するため、戦略的な林木遺伝資源の保全と優良品種の開発及びその早期普及の重要性が一層高まっている。

気候変動への対応や生物多様性の保全、花粉発生源対策といった社会的要請への対応、再造林の推進を支える観点から、林木育種分野において、多様な要請や課題に迅速に対応できる体制を整えるため、新たな育種素材の創出を含む多様な林木遺伝資源の収集や将来に向けた林木育種の展開に資する取組を一層強化する。さらに、効率的かつ効果的な表現型評価技術やゲノム情報などを活用した複数形質に優れた系統の選抜技術の開発やバイオテクノロジーを活用した育種技術の高度化などを通じて地域ニーズに応じた多様な優良品種の開発を推進する。加えて、原種苗木の効率的な生産体制の構築を進めるとともに、採種穂園の造成・管理等に関する技術指導の実施や、特定母樹等の特性に関する情報の発信を通じて、より高品質な種苗を生産できる採種穂園の改良に貢献する。

このほか、AI やビッグデータの活用など、社会全体のスマート化が急速に進む中、こうした技術を取り入れた林木育種の推進を図っていく必要がある。

このため、以下の2つの戦略課題を設定し、林木育種基盤の充実、育種技術の高度化、優良品種の開発、原種苗木の生産・普及及びそれに伴う技術指導をはじめとする林木育種を推進する。

戦略課題C1 林木育種基盤の充実と育種技術の高度化

将来にわたって林木育種を進めるため、幅広い遺伝的変異を確保する基盤として次世代化に必要な育種素材や脆弱な希少遺伝資源等の多様な林木遺伝資源を6,400点収集するとともに、スギ等を対象にゲノム情報の拡充を進める。将来に向けた林木育種の展開に資する取組として、試験地の造成、特性データの取得・解析等を進め、次世代育種集団の構築を着実に推進する。現在、エリートツリー(第2世代)の開発と普及が進む中、より広い地域でより多様な系統を普及するためエリートツリー150系統を開発する。

林木育種の次世代化を効率的かつ効果的に進めるため、従来技術とAIを含むデジタル技術の融合によるスマート育種技術を積極的に導入する。また、LiDAR等の先端リモートセンシング技術を用いた新たな表現型評価技術の開発を推進する。さらに、ゲノム情報を活用し、森林に対する多様なニーズに応えるための複数形質に優れた系統の選抜技術を開発する。加えて、ゲノム編集等バイオテクノ

ロジーを活用した育種技術の開発を進める。

戦略課題C2 優良品種等の開発・普及及び技術指導

花粉発生源対策、気候変動適応、再造林の省力化・低コスト化等の多様な社会的・経済的ニーズに対応するため、花粉症対策品種やマツノザイセンチュウ抵抗性品種等の多様な優良品種の開発を行うとともに、エリートツリー等の中から農林水産大臣の指定に至る特定母樹の申請を進め、合計150系統を新たに生産集団に加える。

さらに、特定母樹及び多様な優良品種を早期に普及させるため、原種苗木の効率的な生産体制の構築に向けた技術開発を進め、都道府県等の要望に応じて特定母樹等の原種を着実に配布する。

また、採種穂園を構成する特定母樹等について、これまで検定林調査等を通じて蓄積されたビッグデータを活用し、成長や着花性等の有用形質に係る特性データの整理・蓄積を進め、特性表7点を作成・改訂して公表し、より高品質な種苗を生産可能な採種穂園への改良に貢献する。

加えて、特定母樹及び多様な優良品種の種苗の普及を円滑に進めるために、都道府県や種苗事業者等に対し、採種穂園の造成や管理、育種技術等の指導を合計840回実施する。また、海外における林木育種に関する調査や海外からの研修・指導依頼などに対応する。

2 水源林造成業務

水源林造成業務については、激甚化・頻発化する自然災害を背景にした流域保全等における役割への期待の高まりを踏まえ、森林整備の公的实施主体として、森林所有者、造林者、市町村等との連携強化を図りつつ、以下のことに取り組む。

(1) 森林の有する公益的機能の持続的な発揮に向けた森林整備

1) 流域保全の取組の推進

流域保全の取組を強化する観点から、事業の新規実施に当たっては、流域治水との連携も図りながら、2以上の都府県にわたる流域等の重要な流域やダム等の上流など特に水源涵養機能等の強化を図る重要性が高い流域内で森林の整備を行うことに加え、既契約地周辺の森林の整備にも一層取り組む。

2) 多様な森林の整備

水源涵養機能をはじめとする森林の有する公益的機能の持続的かつ高度な発揮に貢献するため、新規契約については、長伐期かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散する施業方法に限定しつつ、広葉樹等の現地植生を活かした針広混交林を造成するとともに、既契約地等においても長伐期化を進めつつ、面的複層林への誘導など、多様な森林の整備を進める。（面的複層林への重点化割合：38%）

(2) 効率的・効果的な事業の実施

1) 森林整備技術の高度化

水源林造成業務の実施に当たっては、生物多様性保全への関心の高まりや林業労働力の減少など、森林・林業を取り巻く環境変化に対応し、効率的・効果的に事業を行う観点から、森林整備事業全体の動向を踏まえつつ、一貫作業の導入や成長に優れた苗木の植栽など造林作業の省力化や、保持林業など生物多様性保全に配慮した森林施業、花粉の少ない苗木の活用等による花粉発生源対策など、森林整備技術の一層の高度化を図る。

2) 森林資源の循環利用の推進

51年生を超える造林地が増加する中、地球温暖化防止や林業・木材産業の成長産業化等に資する観点から、需給動向を踏まえつつ、造林木販売を円滑に進めるための実施手法の検討等を行いながら、森林資源の循環利用の推進に努める。

(3) 地域への貢献

地域への貢献として、森林整備に関する技術や知見について、技術検討会等の開催を通じて地域の林業関係者等への普及に取り組む。また、自然災害発生時には、復旧への協力等を積極的に行う。

3 森林保険業務

森林保険業務については、林業経営の安定と被災後の再造林の促進を通じて持続的な林業経営と森林資源の循環利用の確立に寄与し、林業の振興と森林の有する公益的機能の維持増進に貢献するため、業務の効率的・効果的な実施を図るとともに、被保険者へのサービス向上及び制度の普及と加入促進を一層強化し、森林保険の安定的かつ健全な運営を推進するため、以下のことに取り組む。

(1) 被保険者へのサービス向上

森林保険契約の引受けや保険金の支払い等について、①必要な人材の確保、②研修・マニュアル等の充実による業務委託先を含めた業務実施体制の強化を図るとともに、デジタル技術の利活用（新たな森林保険業務システムの構築等）も行いながら、③各種手続の効率化、④迅速な保険金の支払いの取組を推進し、被保険者へのサービスの向上を図る。

なお、これらの取組により、損害発生通知書を受理してから保険金支払いまでに要する期間の短縮を図る。

(2) 制度の普及と加入促進

森林保険の制度の普及と加入促進に係る以下の1)から3)について、年度ごとの実施目標を含む活動計画を作成・公表し、それに即した取組を推進する。

1) 森林所有者等への森林保険制度の普及のため、ウェブサイト、広報誌等多様なメディアや機会の活用により、森林保険の説明や最新情報等の発信の充実を図る。

- 2) 森林保険の加入状況の分析結果等に基づき、特に災害リスクの高いⅠ齢級の森林の加入面積の拡大や第5期中長期目標期間の平均と同等以上の契約継続率の確保を図るため、森林の所有形態や規模等に応じて、効果的な加入促進活動を実施する。また、森林整備事業、森林経営管理制度等の森林・林業施策と連動した取組を推進するとともに、国・都道府県・関係諸機関との連携による加入促進活動を展開する。
- 3) 加入促進活動を強化するため、森林所有者等との窓口を担う業務委託先を対象に、加入促進業務の更なる能力向上を図る取組を実施する。

(3) 保険運営の安定性・健全性の確保

これまでの森林保険等における事故率や近年の自然災害の発生傾向のほか、森林整備に必要な費用、木材価格等の林業を取り巻く情勢等を踏まえつつ、保険料率、保険金額の標準をはじめとする引受条件の検証や適切な見直しを通じて保険運営の安定性の確保等に取り組む。なお、保険料率については、基本的に5年毎に見直すこととし、そのための検討等に取り組む。

また、金融業務の特性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、内部ガバナンスの高度化を図ることとし、外部有識者等により構成される統合リスク管理委員会を毎年度開催して、森林保険業務の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。

4 特定中山間保全整備事業等完了した事業の債権債務管理業務

林道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金に係る債権債務並びに特定中山間保全整備事業等の負担金に係る債権債務について、徴収及び償還業務を確実に行う。(徴収率100%実施)

5 研究開発業務、水源林造成業務及び森林保険業務の連携の推進

研究開発業務、水源林造成業務、森林保険業務が有する高度な技術・知見や蓄積されたデータ、全国のネットワークやフィールドを相互に活用したプロジェクト形成等、業務間の連携による取組を推進し、現場ニーズの高い課題の解決に向けた相乗効果の発揮を図る。

第3 業務運営の効率化に関する事項

1 一般管理費等の節減

研究開発業務のうち運営費交付金を充当して行う事業について、業務の見直し及び効率化を進め、新規に追加されるもの、拡充分等を除き、一般管理費（公租公課、土地借料を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費（公租公課、土地借料を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行う。

水源林造成業務と特定中山間保全整備事業等とを合わせた一般管理費（公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、毎年度平均で少な

くとも対前年度比3%の抑制を行う。

森林保険業務は、政府の運営費交付金を充当することなく、保険契約者から支払われる保険料のみを原資として運営するものであり、一般管理費等の支出の大きさが保険料に直接的に影響する。このことを踏まえ、支出に当たっては、物品調達必要性を十分検討することなどにより、コスト意識を徹底して保険事務に必要な経費を節減し、効率的な業務運営を図り、将来的な一般管理費等のスリム化につなげる。一般管理費（公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行う。

2 調達の合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、毎年度「調達等合理化計画」を策定し、調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底等の取組を着実に実施する。また、外部有識者からなる契約監視委員会等による契約状況の点検の徹底等により、契約の公正性・透明性の確保等を推進する。

3 デジタルトランスフォーメーションの推進

ITの進展などにより国内外で新たなデジタル技術を活用した変革（デジタルトランスフォーメーション）が進んでいることを踏まえ、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則って、ネットワーク基盤や情報システムの適切な整備及び管理を行う。

具体的には、業務の効率化や各職員の生産性向上を図るため、業務環境の変化や利用者ニーズを踏まえた諸申請手続きの電子化を推進するほか、AIの導入・活用や森林機構内で共通的に利用する情報システムの集約・連携・統合等も含めた積極的な改善に向けて検討を行う。また、各業務の特性も考慮し、在宅勤務やオンライン会議等、多様な勤務形態に対応したシステムの整備に努める。

森林機構が保有する成果やデータについては、機構内外での幅広い連携・活用を促進するため、デジタル化を進めつつ適切な管理や公開に努めるなど、必要な環境整備を図る。

第4 財務内容の改善に関する事項

「第3 業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算を作成し、当該予算による効率的な業務運営を行う。

1 予算、収支計画及び資金計画

(1) 研究開発業務

収益化単位の業務ごとに予算と実績の管理を行う。

また、一定の事業のまとまりごとに適切にセグメントを設定し、セグメント情報の開示を行う。

さらに、外部研究資金の獲得等により、積極的な自己収入の確保に努める。

1) 予算

令和8年度～令和14年度予算

(研究・育種勘定)

(単位：百万円)

区 分	重点課題A 「森林環境」	重点課題B 「森林産業」	重点課題C 「林木育種」	勘定共通	合 計
収入					
運営費交付金	18,531	24,519	8,251	22,378	73,679
施設整備費補助金	0	0	493	1,748	2,241
受託収入	2,099	2,794	263	1,109	6,265
諸収入	0	0	0	278	278
計	20,630	27,312	9,007	25,513	82,462
支出					
人件費	14,630	19,326	4,052	17,767	55,775
業務経費	3,901	5,192	4,199	0	13,293
一般管理費	0	0	0	4,889	4,889
施設整備費	0	0	493	1,748	2,241
受託経費	2,099	2,794	263	1,109	6,265
計	20,630	27,312	9,007	25,513	82,462

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

[運営費交付金の算定方法]

1. 令和8年度は、次の算定方法を用いる。

運営費交付金 = (前年度一般管理費 × α + 前年度業務経費 × β) × γ + 人件費 ± δ - 自己収入 (臨時的に発生しその額が予見できない性質のもの等を除く。)

α : 効率化係数(0.97)

β : 効率化係数(0.99)

γ : 消費者物価指数(1.03)

δ : 各年度の業務の状況に応じて増減する経費

人件費 = 基本給等 + 休職者・派遣者・再雇用職員給与 + 非常勤職員給与 + 退職手当 + 福利厚生費

基本給等 = 前年度 (基本給 + 諸手当 + 超過勤務手当) + 給与改定影響額

福利厚生費 = 共済組合負担金、子ども・子育て拠出金、雇用保険料、労災保険料

2. 令和9年度以降は、次の算定方法を用いる。

運営費交付金 = [{ (前年度一般管理費 - A) × α × γ + A } + { (前年度業務経費 - B) × β × γ + B }] + 人件費 ± δ - 自己収入 (臨時的に発生しその額が予見できない性質のもの等を除く。)

α : 効率化係数(0.97)

β : 効率化係数(0.99)

γ : 消費者物価指数

δ : 各年度の業務の状況に応じて増減する経費

A : 一般管理費における公租公課、土地借料の実績額

B : 業務経費における公租公課、土地借料の実績額

人件費 = 基本給等 + 休職者・派遣者・再雇用職員給与 + 非常勤職員給与 + 退職手当 + 福利厚生費

基本給等 = 前年度 (基本給 + 諸手当 + 超過勤務手当) + 給与改定影響額

福利厚生費 = 共済組合負担金、子ども・子育て拠出金、雇用保険料、労災保険料

[注記] 前提条件 : 令和9年度以降の消費者物価指数の伸び率を0%と推定。

2) 収支計画

令和8年度～令和14年度収支計画

(研究・育種勘定)

(単位：百万円)

区 分	重点課題A 「森林環境」	重点課題B 「森林産業」	重点課題C 「林木育種」	勘定共通	合 計
費用の部	22,506	29,806	9,134	25,933	87,379
経常費用	22,506	29,806	9,134	25,933	87,379
人件費	14,630	19,326	4,052	17,767	55,775
業務経費	5,178	6,886	4,172	0	16,237
一般管理費	0	0	0	6,968	6,968
受託経費	2,099	2,794	263	1,109	6,265
減価償却費	599	800	646	90	2,135
財務費用	0	0	0	0	0
臨時損失	0	0	0	0	0
収益の部	22,506	29,806	9,134	25,933	87,379
経常収益	22,506	29,806	9,134	25,933	87,379
運営費交付金収益	18,042	23,880	7,732	22,306	71,960
受託収入	2,099	2,794	263	1,109	6,265
諸収入	0	0	0	278	278
資産に係る繰延収 益戻入	599	800	646	90	2,135
賞与引当金見返に 係る収益	958	1,265	267	1,166	3,656
退職給付引当金見 返に係る収益	808	1,067	225	984	3,085
臨時利益	0	0	0	0	0
純利益	0	0	0	0	0
前中長期目標期間繰越 積立金取崩額	0	0	0	0	0
総利益	0	0	0	0	0

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

3) 資金計画

令和8年度～令和14年度資金計画

(研究・育種勘定)

(単位：百万円)

区 分	重点課題A	重点課題B	重点課題C	勘定共通	合 計
	「森林環境」	「森林産業」	「林木育種」		
資金支出	20,630	27,312	9,007	25,513	82,462
業務活動による支出	19,911	26,353	7,738	23,693	77,695
投資活動による支出	719	960	1,269	1,820	4,767
財務活動による支出	0	0	0	0	0
次期中長期目標期間 への繰越金	0	0	0	0	0
資金収入	20,630	27,312	9,007	25,513	82,462
業務活動による収入	20,630	27,312	8,514	23,765	80,221
運営費交付金によ る収入	18,531	24,519	8,251	22,378	73,679
受託収入	2,099	2,794	263	1,109	6,265
その他の収入	0	0	0	278	278
投資活動による収入	0	0	493	1,748	2,241
施設整備費補助金 による収入	0	0	493	1,748	2,241
その他の収入	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	0	0
その他の収入	0	0	0	0	0
前期中長期目標期間 からの繰越金	0	0	0	0	0

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(2) 水源林造成業務

長期借入金について462億円を確実に償還する。

また、債務返済に関する試算を毎年度行い、中長期計画に基づく償還計画額と当年度実績額の検証結果とともに公表する。

1) 予算

令和8年度～令和14年度予算

(水源林勘定)		(単位：百万円)
区 分	金 額	
収 入		
国庫補助金等	179,585	
長期借入金	26,600	
業務収入	13,914	
業務外収入	2,359	
計	222,458	
支 出		
業務経費	144,604	
造林事業関係経費	143,904	
東日本大震災復旧・復興水源林業務経費	700	
借入金償還	46,204	
支払利息	7,321	
一般管理費	5,502	
人件費	24,509	
業務外支出	140	
計	228,279	

(注1) 長期借入金は、国庫補助金等に見合う額を計上した。

(注2) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

2) 収支計画

令和8年度～令和14年度収支計画

(水源林勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	20,930
経常費用	20,930
分収造林原価	350
販売・解約事務費	7,779
水源環境林業務費	259
復興促進業務費	70
一般管理費	2,194
人件費	4,373
財務費用	5,904
雑損	0
収益の部	20,585
経常収益	20,585
分収造林収入	916
販売・解約事務費収入	7,779
繰延補助金等（資産）戻入	91
国庫補助金等収益	9,311
水源環境林負担金収入	26
賞与引当金見返に係る収益	300
財務収益	0
雑益	2,161
純利益	▲345
前中長期目標期間繰越積立金取崩額	3,072
総利益	2,727

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

3) 資金計画

令和8年度～令和14年度資金計画

(水源林勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	234,045
業務活動による支出	180,951
投資活動による支出	140
財務活動による支出	46,204
次期中長期目標期間への繰越金	6,750
資金収入	234,045
業務活動による収入	146,250
補助金収入	130,117
収穫等収入	13,819
その他の収入	2,315
投資活動による収入	140
財務活動による収入	76,068
前期中長期目標期間からの繰越金	11,586

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(3) 森林保険業務

森林保険に係る積立金については、外部有識者等により構成される統合リスク管理委員会において、毎年度、その規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告する。

その際、①我が国においては、台風や豪雪等の自然災害の発生の可能性が広範に存在し、森林の自然災害の発生頻度が高く、異常災害時には巨額の損害が発生するおそれがあり、こうした特性に応じた保険料率の設定及び積立金の確保が必要であること、②森林保険の対象となる自然災害の発生は年ごとのバラツキが非常に大きいことから単年度ベースでの収支相償を求めることは困難であり長期での収支相償が前提であること、③森林保険は植栽から伐採までの長期にわたる林業経営の安定を図ることを目的としており、長期的かつ安定的に運営することが必要であること、④積立金の規模は責任保険金額の規模に対して適切なものとする必要があることを踏まえて取り組む。

また、森林保険業務の安定的な運営のため、第2の3(2)に基づく効果的な加入促進等に取り組み、保険料収入の安定確保を図る。

1) 予算

令和8年度～令和14年度予算

(森林保険勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
業務収入	12,351
業務外収入	11
計	12,362
支 出	
人件費	2,471
保険金	6,700
業務経費	4,092
一般管理費	1,171
業務外支出	0
予算差異	▲2,071
計	12,362

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

2) 収支計画

令和8年度～令和14年度収支計画

(森林保険勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	14,451
經常費用	14,451
人件費	2,494
支払保険金	6,700
業務費	4,512
一般管理費	745
財務費用	-
雑損	0
収益の部	12,657
經常収益	12,657
保険料収入	11,141
支払備金戻入	44
責任準備金戻入	263
繰延物品受贈額（資産）戻入	1
財務収益	1,208
雑益	0
純利益	▲1,794
総利益	▲1,794

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

3) 資金計画

令和8年度～令和14年度資金計画

(森林保険勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	25,616
業務活動による支出	14,409
投資活動による支出	6,800
財務活動による支出	-
次期中長期目標期間への繰越金	4,407
資金収入	25,616
業務活動による収入	12,351
投資活動による収入	6,800
財務活動による収入	-
前期中長期目標期間からの繰越金	6,465

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(4) 特定中山間保全整備事業等

長期借入金について、12億円を確実に償還し、第6期中長期目標期間中に完済することとする。

1) 予算

令和8年度～令和14年度予算

(特定地域整備等勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
政府交付金	282
業務収入	1,194
業務外収入	10
計	1,486
支 出	
借入金償還	1,197
支払利息	34
一般管理費	162
人件費	297
業務外支出	129
計	1,818

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

2) 収支計画

令和8年度～令和14年度収支計画

(特定地域整備等勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	619
経常費用	619
一般管理費	168
人件費	296
財務費用	34
雑損	121
収益の部	325
経常収益	325
繰延補助金等（資産）戻入	3
国庫補助金等収益	263
賞与引当金見返に係る収益	15
退職給付引当金見返に係る収益	9
割賦利息収入	34
財務収益	0
雑益	2
純利益	▲ 293
前中長期目標期間繰越積立金取崩額	300
総利益	7

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

3) 資金計画

令和8年度～令和14年度資金計画

(特定地域整備等勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	5,225
業務活動による支出	965
投資活動による支出	8
財務活動による支出	1,197
次期中長期目標期間への繰越金	3,055
資金収入	5,225
業務活動による収入	1,478
政府交付金収入	282
負担金・賦課金収入	1,159
その他の収入	37
投資活動による収入	8
財務活動による収入	0
前期中長期目標期間からの繰越金	3,739

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

2 短期借入金の限度額

研究・育種勘定

13億円

(想定される理由)

運営費交付金の受入の遅延等に対応するため

3 保有資産の処分

保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局長通知）に基づき、引き続き、保有の必要性を不断に見直し、必要性が認められないものは、不要財産として国庫納付等を計画的に行うこととする。

4 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

水源林勘定及び特定地域整備等勘定

成城宿舎（世田谷区）について、国庫納付に向けて関係機関と調整を行う。

5 不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画

水源林造成業務における分収造林契約等に基づく主伐及び間伐に伴う立木の販売、公共事業等の実施に伴い支障となる立木の販売を計画する。

(計画対象面積の上限)

91,000ha

6 剰余金の使途

(1) 研究・育種勘定

剰余金は、研究等機材及び施設の充実に図るための経費等に充当する。

(2) 水源林勘定

剰余金は、借入金利息等に充当する。

(3) 特定地域整備等勘定

剰余金は、負担金等の徴収及び長期借入金の償還に要する費用に充当する。

7 積立金の処分

前中長期目標期間の最終年度において、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 44 条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額について、以下のものに充てる。

(1) 研究・育種勘定

棚卸資産、前払費用、長期前払費用、前渡金及び仮払金の経過勘定に係る会計処理に充当する。

(2) 水源林勘定

借入金利息等に充当する。

(3) 特定地域整備等勘定

負担金等の徴収及び長期借入金の償還に要する費用に充当する。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 ガバナンスの強化

(1) 内部統制の充実・強化

森林機構の「内部統制の基本方針」に基づき、理事長のリーダーシップの下、研究開発業務、水源林造成業務及び森林保険業務の各業務の特性に応じた内部統制システムの着実な運用を図る。

各種リスクの発生防止及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図り適正な業務の実行を確保するため、リスク管理委員会においてリスクの洗い出しを実施し、必要に応じてリスク管理計画を見直すなど、PDCA サイクルを確実に実行することにより、リスク管理の強化を図る。

また、監事及び監査法人等との連携強化を図りつつ、内部監査を効率的・効果的に実施する。

(2) コンプライアンスの推進

役職員は、森林機構の使命達成のため、「行動規範」及び「職員倫理規程」等を

遵守し、高い倫理観をもって業務を遂行する。

このため、外部有識者を含めたコンプライアンス推進委員会を開催し、PDCA サイクルの取組を徹底するなどにより、法令遵守・倫理保持に対する役職員の意識の向上を図り、コンプライアンスの確保を図る。

(3) 研究セキュリティ・インテグリティの確保

オープンサイエンスに対応し、研究の信頼性と安全性の確保を確実なものとするため、「国立研究開発法人の機能強化に向けた取組について」（令和6年3月29日関係府省申合せ）等の政府方針に基づき、整備した規程類を確実に運用するとともに、必要に応じて規程の制定や改定を行い、研究セキュリティ・インテグリティの実効的な取組を推進する。

(4) 情報公開の推進

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）及び個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切に情報を公開する。

森林保険業務に関する情報の公開では、民間の損害保険会社が行っている情報公開状況等を参考に実施する。

(5) 情報セキュリティ対策の強化

「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」等に沿った情報セキュリティ対策を実施する。

また、研修や訓練等を通じて役職員に対する情報セキュリティ意識の向上・啓発を図り、個人情報の保護も含めた情報セキュリティの確保を図る。

さらに、森林機構内各組織間の連携を強化し、情報共有を密にすることにより、機構全体における情報セキュリティレベルの向上を図る。

(6) 環境対策の推進

環境目標及び実施計画を作成し、温室効果ガスの排出削減に資する建築物の省エネ化（改修）や、可能な施設については使用電力の一部を再生可能エネルギー電気とするなどの取組を通じて環境負荷低減を図るとともに、化学物質、生物材料等の適正管理等により、環境への影響に配慮する。

(7) 安全管理の推進

労働災害や事故の未然防止に努め、労働災害発生時や緊急時の対応を的確に実施する。

水源林造成業務では造林者等、森林保険業務では業務委託先の労働安全衛生が確保されるよう、指導を徹底する。

2 業務実施体制の見直し

森林・林業・木材産業分野を総合的に扱う我が国唯一の中核的な試験研究機関であるとともに、水源林造成や森林保険という性質の異なる3つの業務を包括する機関としての強みを活かして森林機構全体として社会的ニーズや国の政策に応じた課題を解決する能力の最大化を図り、その責務を果たしていくため、本部機能の強化や管理業務の集約化に向けた検討及び条件整備などを進める。

3 施設及び設備に関する計画

研究開発用施設は、その多くが基盤整備後から相当の期間が経過しており、深刻な老朽化が進んでいる状況である。このため、施設、設備について、新たな研究開発の推進や原種苗木の安定的な生産の推進の観点も踏まえたそれぞれの必要性・緊急性を考慮しつつ、重点化や集約化などについても検討し、森林機構が有する能力を発揮する上で必要不可欠な更新・整備を長期的な視点から計画的に推進する。

また、農林水産省木材利用推進計画（平成22年12月農林水産省策定、令和4年4月改定）に基づき、木材利用を推進する。

苗畑、実験林、樹木園や試験地等について、計画的な管理経営と活用に必要な整備を行う。

研究開発用施設の整備・改修等の予定額：20±ε 億円

（注）「ε」は、各年度増減する施設及び設備の整備等に要する経費。

4 人事に関する計画

（1）人材の確保・育成

ITの進展など社会情勢が変化しつつある中であっても、研究開発、水源林造成、森林保険の各業務に求められる専門性等を踏まえつつ、森林機構全体として業務を効率的かつ効果的に推進できるよう、必要な人材を確保・育成し、職員の適切な配置等を実施する。

職員の採用に当たっては、新卒者の採用に加え必要に応じて即戦力となる社会人経験者の採用や、国、民間企業、団体等との交流を図るなどにより、必要な人材の確保に努める。

このうち研究職員については、基礎から応用にわたる研究開発を支え、成果の創出・イノベーションを推進するため、多様な人材の確保に努めるとともに、テニユアトラック型の採用等を推進することにより、必要な人材を育成しつつ確保を図る。

人材の育成に当たっては、職員個人の資質や経歴、年齢、キャリアパスを考慮しつつ、階層や専門に応じた各種研修を実施するとともに、業務に有用な各種資格を計画的に取得できるよう支援を行うなど、各業務の特性に応じた高度な専門知識の習得や管理能力の向上に努める。また、社会ニーズを把握し、産学官を結集したプロジェクトをマネジメント可能な人材の育成に努める。

なお、職員採用事務や各種研修等については、森林機構内で連携して実施するなどの効率化を検討することとし、可能なところから実施する。

人件費の推移や組織の合理化等を踏まえた計画的な人員体制の見直し・合理化を

進める。

(2) 人事評価システムの適切な運用

職員の業績及び能力の評価については、公正かつ透明性の高い評価を実施する。

研究職員の業績評価については、研究業績、学術団体等関係機関との連携、行政及び民間・企業等への技術移転等の研究開発成果の最大化に係る活動並びに森林機構の管理・運営業務等の実績を十分に勘案して行う。また、一般職員等については、国が実施する評価制度に準じた評価を実施する。

人事評価結果については、組織の活性化と業務実績の向上を図る観点から、適切に処遇へ反映させる。

(3) 役職員の給与水準等

役職員の報酬・給与については、職務の特性や国家公務員の給与等を勘案した支給水準とし、透明性の向上や説明責任の確保のため、役職員の報酬・給与水準を公表する。

5 ダイバーシティの推進

ワークライフバランスに配慮した多様な働き方が可能な勤務形態の充実、キャリアカウンセリング等の機会の幅広い提供により、多様な人材が、それぞれの能力を存分に発揮できる職場環境の充実を図る。また、引き続き男女共同参画を推進する。すべての職員がダイバーシティを尊重し合う意識を啓発するための研修、セミナー等を実施するとともに、森林機構内だけでなく地域社会・関係機関と連携協力して、ダイバーシティ社会の実現に向けて取り組む。

6 広報活動の推進

新たな木材需要の創出や森林の整備・保全に係る研究成果、優良品種の活用や水源林造成及び森林保険の重要性等に関する情報の発信を推進する。また、森林の持つ様々な機能の重要性について幅広い世代の国民の理解を醸成し、将来の人材の確保・育成にも資するよう広報活動を実施する。

情報発信に際しては、受け手の多様性や利用者の使いやすさを考慮し、各業務の特性並びに広報の目的に応じて適切な手段を検討し、プレスリリース、ウェブサイト、SNS 及び広報誌等の最適なメディアを戦略的・効果的に活用する。また、シンポジウム及び展示会への出展等により積極的に広報活動を行う。

7 森林機構第 1 2 9 4 号
令和 8 年 3 月 3 0 日

農林水産大臣 鈴木 憲和 殿

国立研究開発法人森林研究・整備機構
理事長 浅野 透 (法人印省略)

国立研究開発法人森林研究・整備機構令和 8 年度計画について

このことについて、独立行政法人通則法（平成 1 1 年 7 月 1 6 日法律第 1 0 3 号）第 3 5 条の 8 において準用する第 3 1 条第 1 項の規定により、別添のとおり国立研究開発法人森林研究・整備機構令和 8 年度計画を定めたので、届出いたします。

(担当：総合調整室)

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の 5 第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 3 月 26 日付けをもって認可された国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「森林機構」という。）の中長期計画を達成するため、同法第 35 条の 8 において準用する第 31 条の定めるところにより、次のとおり令和 8 年度の業務運営に関する計画を定める。

令和 8 年度の業務運営に当たっては、理事長のリーダーシップの下、研究開発、水源林造成、森林保険という性質の異なる 3 つの業務を包括する機関としての強みを活かしつつ、研究開発成果の最大化、各業務の推進並びにそれら業務の質の向上と運営の効率化に森林機構全体で一体的に取り組む。

第 1 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 研究開発業務

（重点課題 A）環境変動対策の高度化と森林の多面的機能の発揮に向けた研究開発

戦略課題 A 1 森林の環境保全・調整機能の強化に向けた研究開発

森林での温室効果ガス動態の評価・予測を高度化するため、温室効果ガス放出への有機物分解特性の影響を解明する。

また、原子力災害の影響を受けた地域の森林・林業の再生のため、樹木や土壌における放射性物質分布の時系列変化を解明する。

さらに、近年頻発化している大規模林野火災の予防技術を高度化するため、林野火災の災害メカニズムに基づいて林床可燃物の乾燥状態と林相とを関連付け、林相と林野火災発生リスクとの関係を解明する。

加えて、国有林等に設置した試験地を活用しながら森林の水源涵養、水質形成、森林気象、雪氷害対策のための積雪観測を行うとともに、データベースの整備とデータの公開を行う。

戦略課題 A 2 森林の生物多様性の評価と保全に向けた研究開発

環境変動に対する森林生物の応答解明に向けて、針葉樹天然林における種子の充実率の年変動や地域差を明らかにし、それに関与する環境条件、生物的条件を解明する。

また、スギの雄性不稔の原因を明らかにして無花粉スギを利用しやすくするため、

雄性不稔遺伝子 MS2 を同定し、その機能を解明する。さらに、針葉樹の環境適応機構を解明するため、異なる光環境に順応した光合成の特性を明らかにする。

加えて、自然に基づく解決策 (NbS) の一つとして、自然生態系における野生動物の寄生虫制御機能を解明する。

(重点課題 B) 林業の持続的かつ健全な発展と木材資源の高度利用のための研究開発

戦略課題 B 1 森林資源の持続的利用と山村の活性化のための研究開発

人口減少や技術進歩等に伴う近年の国産針葉樹材の需給構造の変化を把握し、木材産業の発展に寄与する方策を明らかにする。

また、既存の文献を用いて針広混交林（育成複層林）へ誘導可能な林分条件と適切な伐採条件を整理し、伐採後に追加の作業を行うことによる育成複層林への移行可能性を評価する。

さらに、自動化林業機械の危険性判断のために、大規模言語モデルを用いて過去の労働災害事例と画像との類似度を定量的に判定するシステムを開発する。

加えて、収穫試験地 6 か所のモニタリングを実施するとともに、景観保全を目的とする施業計画を策定するため、時系列空中写真を用いてシラカンバ林の分布、履歴、林齢等を把握する手法を開発する。

戦略課題 B 2 森林病虫獣害防除技術と森林微生物資源の高度利用技術に資する研究開発

森林における外来アリの低コスト・低環境負荷な防除方法を確立するため、外来アリに対して木質系新素材を用いた生分解性毒餌剤を処理し、防除効果を評価する。

また、ニホンジカ分布拡大の最前線における広域的なシカ管理体制の構築に資するため、遺伝学的情報により起源集団及び拡大経路を推定する。

さらに、安全な木材貿易のため、スギ・ヒノキの木材穿孔性害虫 2 種について致死の熱処理条件を示し、外来カミキリムシ 2 種で遺伝子解析等からその侵入経路を推定する。

加えて、荒廃地の樹林形成の促進に利用するため、ストレス環境下に自生する樹木から根圏微生物を分離し、その特性を評価する。

戦略課題 B 3 木材の高度利用に向けた研究開発

木材の利用拡大に向けて、30 種以上の国産広葉樹種について、密度や収縮率等の木材特性に基づく因子が乾燥速度や乾燥割れ等の乾燥特性に与える影響を明らかにする。

加えて、枠組壁工法への国産材の利用推進に向けて、横架材を想定したアカマツ

210 材の曲げ強度の寸法効果を明らかにする。

さらに、海外樹種を中心に 20 点以上の木材標本データを拡充する。

戦略課題 B 4 木質バイオマスを持続的・総合的に利用するための研究開発

小規模木質バイオマスガス化発電の安定稼働に資するため、クリンカの主たる発生原因となる燃料中の無機成分の特性を迅速に評価する手法を開発する。

また、改質リグニンをはじめとしたリグニン系材料の社会実装の拡大及び新規用途開発のための特性評価及び機能向上技術を開発する。

さらに、低質バイオマスである樹皮に含まれる化学成分を高度利用するために、製材工場等で発生する樹皮含有成分の化学特性並びにその成分組成の変動要因を解明する。

(重点課題 C) 多様で持続的な森林資源の造成・利用に貢献する林木育種

戦略課題 C 1 林木育種基盤の充実と育種技術の高度化

幅広い遺伝的変異を確保する基盤として、育種素材や希少遺伝資源等の多様な林木遺伝資源を 900 点収集するとともに、スギ等を対象にゲノム情報の拡充を進め、将来に向けた林木育種の展開に資するため、試験地の造成、特性データの取得・解析等を進め、次世代育種集団の構築を進める。また、エリートツリー15 系統を開発する。

次世代化を効率的かつ効果的に進めるため、スマート育種技術の導入を検討する。また、リモートセンシング技術を用いた表現型評価技術の開発を推進する。さらに、ゲノム情報を活用した複数形質に優れた系統の選抜技術の開発を進める。加えて、ゲノム編集等バイオテクノロジーを活用した育種技術の開発を進める。

戦略課題 C 2 優良品種等の開発・普及及び技術指導

多様な社会的・経済的ニーズに対応するため、花粉症対策品種等の優良品種の開発を行うとともに、エリートツリー等の中から農林水産大臣の指定に至る特定母樹の申請を進め、合計 30 系統を新たに生産集団に加える。

さらに、特定母樹及び多様な優良品種を早期に普及させるため、原種苗木の効率的な生産体制の構築に向けた技術開発を進め、都道府県等の要望に応じて特定母樹等の原種を着実に配布する。

また、採種穂園を構成する特定母樹等について、成長や着花性等の有用形質に係る特性データの整理・蓄積を進め、特性表 1 点を改訂して公表し、より高品質な種苗を生産可能な採種穂園への改良に貢献する。

加えて、特定母樹及び多様な優良品種の種苗の普及を円滑に進めるために、都道

府県や種苗事業者等に対し、採種穂園の造成や管理、育種技術等の指導を合計 120 回実施する。また、海外における林木育種に関する調査や海外からの研修・指導依頼などに対応する。

2 水源林造成業務

水源林造成業務については、激甚化・頻発化する自然災害を背景にした流域保全等における役割への期待の高まりを踏まえ、森林整備の公的实施主体として、森林所有者、造林者、市町村等との連携強化を図りつつ、以下のことに取り組む。

(1) 森林の有する公益的機能の持続的な発揮に向けた森林整備

1) 流域保全の取組の推進

流域保全の取組を強化する観点から、事業の新規実施に当たっては、流域治水との連携も図りながら、2以上の都府県にわたる流域等の重要な流域やダム等の上流など特に水源涵養機能等の強化を図る重要性が高い流域内で森林の整備を行うことに加え、既契約地周辺の森林の整備にも一層取り組む。

2) 多様な森林の整備

水源涵養機能をはじめとする森林の有する公益的機能の持続的かつ高度な発揮に貢献するため、新規契約については、長伐期かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散する施業方法に限定しつつ、広葉樹等の現地植生を活かした針広混交林を造成するとともに、既契約地等においても長伐期化を進めつつ、面的複層林への誘導など、多様な森林の整備を進める。（面的複層林への重点化割合：38%）

(2) 効率的・効果的な事業の実施

1) 森林整備技術の高度化

水源林造成業務の実施に当たっては、生物多様性保全への関心の高まりや林業労働力の減少など、森林・林業を取り巻く環境変化に対応し、効率的・効果的に事業を行う観点から、森林整備事業全体の動向を踏まえつつ、一貫作業の導入や成長に優れた苗木の植栽など造林作業の省力化や、保持林業など生物多様性保全に配慮した森林施業、花粉の少ない苗木の活用等による花粉発生源対策など、森林整備技術の一層の高度化を図る。

2) 森林資源の循環利用の推進

51年生を超える造林地が増加する中、地球温暖化防止や林業・木材産業の成長産業化等に資する観点から、需給動向を踏まえつつ、造林木販売を円滑に進めるための実施手法の検討等を行いながら、森林資源の循環利用の推進に努める。

(3) 地域への貢献

地域への貢献として、森林整備に関する技術や知見について、技術検討会等の開催を通じて地域の林業関係者等への普及に取り組む。また、自然災害発生時には、復旧への協力等を積極的に行う。

3 森林保険業務

森林保険業務については、林業経営の安定と被災後の再生林の促進を通じて持続的な林業経営と森林資源の循環利用の確立に寄与し、林業の振興と森林の有する公益的機能の維持増進に貢献するため、業務の効率的・効果的な実施を図るとともに、被保険者へのサービス向上及び制度の普及と加入促進を一層強化し、森林保険の安定的かつ健全な運営を推進するため、以下のことに取り組む。

(1) 被保険者へのサービス向上

森林保険契約の引受けや保険金の支払い等について、①必要な人材を確保し、②研修の実施により業務委託先を含めた業務実施体制の強化を図るとともに、新たな森林保険業務システムの構築に向けた設計を行いながら、③契約管理に係る手続の効率化や④迅速な保険金の支払いの取組を推進し、被保険者へのサービスの向上を図る。

なお、これらの取組により、損害発生通知書を受理してから保険金支払いまでに要する期間の短縮を図る。

(2) 制度の普及と加入促進

森林保険の制度の普及と加入促進に係る以下の1) から3) について、実施目標を含む活動計画を作成・公表し、それに即した取組を推進する。

- 1) 森林所有者等への森林保険制度の普及のため、ウェブサイト、広報誌等多様なメディアや機会の活用により、森林保険の説明や最新情報等の発信の充実を図る。
- 2) 森林保険の加入状況の分析結果等に基づき、特に災害リスクの高いI 齢級の森林の加入面積の拡大や第5期中長期目標期間の平均と同等以上の契約継続率の確保を図るため、森林の所有形態や規模等に応じて、効果的な加入促進活動を実施する。また、森林整備事業、森林経営管理制度等の森林・林業施策と連動した取組を推進するとともに、国・都道府県・関係諸機関との連携による加入促進活動を展開する。
- 3) 加入促進活動を強化するため、森林所有者等との窓口を担う業務委託先を対象に、加入促進業務の更なる能力向上を図る取組を実施する。

(3) 保険運営の安定性・健全性の確保

これまでの森林保険等における事故率や近年の自然災害の発生傾向のほか、森林整備に必要な費用、木材価格等の林業を取り巻く情勢等を踏まえつつ、保険料率、保険金額の標準をはじめとする引受条件の検証や適切な見直しを通じて保険運営の安定性の確保等に取り組む。なお、保険料率については、基本的に5年毎に見直すこととしており、次期見直しに向けた検討等に取り組む。

また、金融業務の特性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、内部ガバナンスの高度化を図ることとし、外部有識者等により構成される統合リスク管理委員会を開催して、森林保険業務の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。

4 特定中山間保全整備事業等完了した事業の債権債務管理業務

林道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金に係る債権債務並びに特定中山間保全整備事業等の負担金に係る債権債務について、徴収及び償還業務を確実に行う。（徴収率100%実施）

5 研究開発業務、水源林造成業務及び森林保険業務の連携の推進

研究開発業務、水源林造成業務、森林保険業務が有する高度な技術・知見や蓄積されたデータ、全国のネットワークやフィールドを相互に活用したプロジェクト形成等、業務間の連携を推進する。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 一般管理費等の節減

研究開発業務のうち運営費交付金を充当して行う事業について、業務の見直し及び効率化を進め、新規に追加されるもの、拡充分等を除き、一般管理費（公租公課、土地借料を除く。）及び業務経費（公租公課、土地借料を除く。）については、中長期計画に掲げた目標の達成に向け、削減を行う。

水源林造成業務と特定中山間保全整備事業等とを合わせた一般管理費（公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、中長期計画に掲げた目標の達成に向け、削減を行う。

森林保険業務は、政府の運営費交付金を充当することなく、保険契約者から支払われる保険料のみを原資として運営するものであり、一般管理費等の支出の大きさが保険料に直接的に影響することを踏まえ、支出に当たっては、物品調達必要性を十分検討することなどによりコスト意識を徹底して保険事務に必要な経費を節減し、効率的な業務運営を図り、将来的な一般管理費等のスリム化につなげ、一般管理費（公租

公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。)については、中長期計画に掲げた目標の達成に向け、削減を行う。

2 調達合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）等を踏まえ、「調達等合理化計画」を策定し、調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底等の取組を着実に実施する。また、外部有識者からなる契約監視委員会等による契約状況の点検の徹底等により、契約の公正性・透明性の確保等を推進する。

なお、特例随意契約方式についても引き続き活用を図る。

3 デジタルトランスフォーメーションの推進

業務の効率化や各職員の生産性向上を図るため、森林機構内で共通的に利用する情報システムの集約・連携・統合等も含めた検討を開始する。また、在宅勤務やオンライン会議等、多様な勤務形態に対応したシステムの運用を進める。

森林機構が保有する成果やデータについて、機構内外での幅広い連携・活用を促進することを目的とした体系的整理と利用実態の把握を行う。

第3 財務内容の改善に関する事項

「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」を踏まえた年度計画の予算を作成し、当該予算による効率的な業務運営を行う。

(1) 研究開発業務

収益化単位の業務ごとに予算と実績の管理を行う。

また、一定の事業のまとまりごとに適切にセグメントを設定し、セグメント情報の開示を行う。

さらに、外部研究資金の獲得等により、積極的な自己収入の確保に努める。

1) 予算

(研究・育種勘定)

(単位：百万円)

区 分	重点課題A 「森林環境」	重点課題B 「森林産業」	重点課題C 「林木育種」	勘定共通	合 計
収入					
運営費交付金	2,823	3,671	1,202	3,170	10,886
施設整備費補助金	0	0	0	0	0
受託収入	249	332	31	132	745
諸収入	0	0	0	28	28
計	3,072	4,003	1,233	3,330	11,638
支出					
人件費	2,202	2,910	586	2,494	8,192
業務経費	621	761	616	0	1,998
一般管理費	0	0	0	704	704
施設整備費	0	0	0	0	0
受託経費	249	332	31	132	745
計	3,072	4,003	1,233	3,330	11,638

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

2) 収支計画

(研究・育種勘定)

(単位：百万円)

区 分	重点課題A 「森林環境」	重点課題B 「森林産業」	重点課題C 「林木育種」	勘定共通	合 計
費用の部	3,339	4,357	1,320	3,638	12,654
經常費用	3,339	4,357	1,320	3,638	12,654
人件費	2,202	2,910	586	2,494	8,192
業務経費	802	1,001	610	0	2,413
一般管理費	0	0	0	999	999
受託経費	249	332	31	132	745
減価償却費	86	114	92	13	305
財務費用	0	0	0	0	0
雑損	0	0	0	0	0
臨時損失	0	0	0	0	0
収益の部	3,339	4,357	1,320	3,638	12,654
經常収益	3,339	4,357	1,320	3,638	12,654
運営費交付金収益	2,751	3,577	1,126	3,159	10,614
受託収入	249	332	31	132	745
諸収入	0	0	0	28	28
資産に係る繰延収益 戻入	86	114	92	13	305
賞与引当金見返に係 る収益	137	181	38	166	522
退職給付引当金見返 に係る収益	116	152	32	140	441
臨時利益	0	0	0	0	0
純利益	0	0	0	0	0
前中長期目標期間繰越積 立金取崩額	0	0	0	0	0
総利益	0	0	0	0	0

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

3) 資金計画

(研究・育種勘定)

(単位：百万円)

区 分	重点課題A 「森林環境」	重点課題B 「森林産業」	重点課題C 「林木育種」	勘定共通	合 計
資金支出	3,072	4,003	1,233	3,330	11,638
業務活動による支出	2,967	3,864	1,120	3,319	11,271
投資活動による支出	105	140	113	11	367
財務活動による支出	0	0	0	0	0
次年度への繰越金	0	0	0	0	0
資金収入	3,072	4,003	1,233	3,330	11,638
業務活動による収入	3,072	4,003	1,233	3,330	11,638
運営費交付金による収入	2,823	3,671	1,202	3,170	10,866
受託収入	249	332	31	132	745
その他の収入	0	0	0	28	28
投資活動による収入	0	0	0	0	0
施設整備費補助金による収入	0	0	0	0	0
その他の収入	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	0	0
その他の収入	0	0	0	0	0
前年度からの繰越金	0	0	0	0	0

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(2) 水源林造成業務

長期借入金について、7,146百万円を確実に償還する。

また、債務返済に関する試算を行い、中長期計画に基づく償還計画額と当年度実績額の検証結果とともに公表する。

1) 予算

(水源林勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
国庫補助金等	25,655
長期借入金	4,100
業務収入	2,565
業務外収入	337
計	32,656
支 出	
業務経費	21,102
造林事業関係経費	21,002
東日本大震災復旧・復興水源林業務経費	100
借入金償還	7,146
支払利息	515
一般管理費	724
人件費	3,473
業務外支出	20
計	32,981

(注1) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(注2) 収入の金額が予算に比して増加するときは、その増加する金額を限度として当該収入に対応する業務に直接必要な経費の支出に充てることができる。

2) 収支計画

(水源林勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	2,880
經常費用	2,880
分収造林原価	50
販売・解約事務費	1,351
水源環境林業務費	37
復興促進業務費	10
一般管理費	297
人件費	619
財務費用	515
雑損	0
収益の部	2,827
經常収益	2,827
分収造林収入	200
販売・解約事務費収入	1,351
繰延補助金等（資産）戻入	21
国庫補助金等収益	900
水源環境林負担金収入	4
賞与引当金見返に係る収益	43
財務収益	0
雑益	308
純利益	△53
前中長期目標期間繰越積立金取崩額	515
総利益	463

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

3) 資金計画

(水源林勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	44,243
業務活動による支出	25,678
投資活動による支出	20
財務活動による支出	7,146
次年度への繰越金	11,398
資金収入	44,243
業務活動による収入	20,436
補助金収入	17,555
収穫等収入	2,551
その他の収入	330
投資活動による収入	20
財務活動による収入	12,200
前年度からの繰越金	11,586

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(3) 森林保険業務

森林保険に係る積立金については、外部有識者等により構成される統合リスク管理委員会において、その規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告する。

その際、①我が国においては、台風や豪雪等の自然災害の発生の可能性が広範に存在し、森林の自然災害の発生頻度が高く、異常災害時には巨額の損害が発生するおそれがあり、こうした特性に応じた保険料率の設定及び積立金の確保が必要であること、②森林保険の対象となる自然災害の発生は年ごとのバラツキが非常に大きいことから単年度ベースでの収支相償を求めることは困難であり長期での収支相償が前提であること、③森林保険は植栽から伐採までの長期にわたる林業経営の安定を図ることを目的としており、長期的かつ安定的に運営することが必要であること、④積立金の規模は責任保険金額の規模に対して適切なものとする必要があることを踏まえて取り組む。

また、森林保険業務の安定的な運営のため、第1の3(2)に基づく効果的な加入促進等に取り組み、保険料収入の安定確保を図る。

1) 予算

(森林保険勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
業務収入	1,771
業務外収入	2
計	1,772
支 出	
人件費	353
保険金	1,016
業務経費	730
一般管理費	172
業務外支出	0
予算差異	▲499
計	1,772

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

2) 収支計画

(森林保険勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	2,274
經常費用	2,274
人件費	356
支払保険金	1,016
業務費	790
一般管理費	112
財務費用	-
雑損	0
収益の部	1,840
經常収益	1,840
保険料収入	1,592
支払備金戻入	7
責任準備金戻入	62
繰延物品受贈額（資産）戻入	0
財務収益	179
雑益	0
純利益	▲435
総利益	▲435

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

3) 資金計画

(森林保険勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	10,535
業務活動による支出	2,267
投資活動による支出	2,300
財務活動による支出	-
次年度への繰越金	5,968
資金収入	10,535
業務活動による収入	1,771
投資活動による収入	2,300
財務活動による収入	-
前年度からの繰越金	6,465

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(4) 特定中山間保全整備事業等

長期借入金について、542 百万円を確実に償還する。

(内訳)

特定中山間保全整備事業等	151 百万円
緑資源幹線林道事業	391 百万円

1) 予算

(特定地域整備等勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
政府交付金	52
業務収入	577
業務外収入	2
計	631
支 出	
借入金償還	542
支払利息	17
一般管理費	41
人件費	70
業務外支出	42
計	712

(注1) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(注2) 収入の金額が予算に比して増加するときは、その増加する金額を限度として当該収入に対応する業務に直接必要な経費の支出に充てることができる。

2) 収支計画

(特定地域整備等勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	173
經常費用	173
一般管理費	45
人件費	71
財務費用	17
雑損	40
収益の部	74
經常収益	74
繰延補助金等（資産）戻入	2
国庫補助金等収益	48
賞与引当金見返に係る収益	3
退職給付引当金見返に係る収益	2
割賦利息収入	19
財務収益	0
雑益	0
純利益	△99
前中長期目標期間繰越積立金取崩額	99
総利益	0

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

3) 資金計画

(特定地域整備等勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	4,370
業務活動による支出	435
投資活動による支出	1
財務活動による支出	542
次年度への繰越金	3,392
資金収入	4,370
業務活動による収入	630
政府交付金収入	52
負担金・賦課金収入	558
その他の収入	20
投資活動による収入	1
財務活動による収入	0
前年度からの繰越金	3,739

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

2 短期借入金の限度額

研究・育種勘定

13 億円

(想定される理由)

運営費交付金の受入の遅延等に対応するため

3 保有資産の処分

保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成 26 年 9 月 2 日付け総管査第 263 号総務省行政管理局長通知）に基づき、保有の必要性を不断に見直し、必要性が認められないものは、不要財産として国庫納付等を行うこととする。

4 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

水源林勘定及び特定地域整備等勘定

成城宿舎（世田谷区）について、国庫納付に向けて関係機関と調整を行う。

5 不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画

水源林造成業務における分収造林契約等に基づく主伐及び間伐に伴う立木の販売、公共事業等の実施に伴い支障となる立木の販売を計画する。

(計画対象面積の上限)

13,000ha

6 剰余金の使途

(1) 研究・育種勘定

剰余金は、研究等機材及び施設の充実を図るための経費等に充当する。

(2) 水源林勘定

剰余金は、借入金利息等に充当する。

(3) 特定地域整備等勘定

剰余金は、負担金等の徴収及び長期借入金の償還に要する費用に充当する。

7 積立金の処分

前中長期目標期間の最終年度において、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額について、以下のものに充てる。

(1) 研究・育種勘定

棚卸資産、前払費用、長期前払費用、前渡金及び仮払金の経過勘定に係る会計処理に充当する。

(2) 水源林勘定

借入金利息等に充当する。

(3) 特定地域整備等勘定

負担金等の徴収及び長期借入金の償還に要する費用に充当する。

第4 その他業務運営に関する重要事項

1 ガバナンスの強化

(1) 内部統制の充実・強化

研究開発業務、水源林造成業務及び森林保険業務の各業務の特性に応じた内部統制システムの着実な運用を図る。

各種リスクの発生防止及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図り適正な業

務の実行を確保するため、リスク管理の強化を図ることとし、リスクの洗い出しを実施し、必要に応じてリスク管理計画を見直すなど、PDCA サイクルを実行する。

また、監事及び監査法人等との連携強化を図るとともに、各種研修への参加等により監査従事職員等の資質向上を図りながら、PDCA サイクルの取組の徹底など、内部監査を効率的・効果的に実施する。

(2) コンプライアンスの推進

役職員は、森林機構の使命達成のため、「行動規範」及び「職員倫理規程」等を遵守し、高い倫理観をもって業務を遂行する。

このため、外部有識者を含めたコンプライアンス推進委員会を開催し、PDCA サイクルの取組の徹底など、取組方針を定め、これに基づきコンプライアンスの確保を図る。

(3) 研究セキュリティ・インテグリティの確保

研究開発業務において、利益相反マネジメントポリシーや利益相反マネジメント規程等を適切に運用し、必要に応じて規程類の改定等を行い、研究セキュリティ・インテグリティを確保する。

(4) 情報公開の推進

独立行政法人の保有する情報の公開や個人情報の保護に関する法令に基づき、適切に情報を公開する。

森林保険業務に関する情報の公開では、民間の損害保険会社が行っている情報公開状況等を参考に実施する。

(5) 情報セキュリティ対策の強化

「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」等に沿った情報セキュリティ対策を実施するとともに、研修や訓練等を通じて役職員に対する情報セキュリティ意識の向上・啓発を図る。

また、情報セキュリティレベルの向上のため、森林機構内各組織間の連携強化を図る。

(6) 環境対策の推進

環境目標及び実施計画を作成し、環境負荷の低減に取り組むとともに、温室効果ガスの排出削減に資する建築物の省エネルギー化を推進し、可能な施設については使用電力の一部を再生可能エネルギー電気とする。

化学物質、生物材料等の適切な管理を図るため、必要に応じて関係規程類の整備と手引書の見直し等を随時行うとともに、化学物質については、化学物質管理システムによる化学物質の一元的な管理を推進し、環境への影響に配慮する。

(7) 安全管理の推進

安全衛生管理の年度計画を策定し、教育研修や職場点検等を通じて労働災害や事故の未然防止に努めるとともに、労働災害発生時や緊急時の対応を的確に実施する。

水源林造成業務では造林者等、森林保険業務では業務委託先の労働安全衛生が確保されるよう、指導を徹底する。

2 業務実施体制の見直し

森林機構全体として社会的ニーズや国の政策に応じた課題を解決する能力の最大化を図り、その責務を果たしていくため、本部機能の強化や管理業務（共通的事務）の集約化に向けて研究開発、水源林造成、森林保険の各業務を横断する検討体制を整備し、検討及び条件整備を進める。

3 施設及び設備に関する計画

施設、設備について、必要性・緊急性を考慮しつつ、重点化や集約化などについても検討し、老朽化施設や研究開発業務の実施に必要な施設及び設備を計画的に整備する。

また、農林水産省木材利用推進計画（平成22年12月農林水産省策定、令和4年4月改定）に基づき、木材利用を推進する。

苗畑、実験林、樹木園や試験地等について、計画的な管理経営と活用に向け、現況の調査と必要な整備を行う。

4 人事に関する計画

(1) 人材の確保・育成

研究開発、水源林造成、森林保険の各業務に求められる専門性等を踏まえつつ、森林機構全体として業務を効率的かつ効果的に推進できるよう、必要な人材を確保・育成し、職員の適切な配置等を実施する。

職員の採用に当たっては、新卒者の採用に加え専門性の高い分野においては、必要に応じて即戦力となる社会人経験者の採用や、国、民間企業、団体等との交流を図るなどにより、必要な人材の確保に努める。研究職員については、多様な人材の確保に努めるとともに、テニユアトラック型の採用等を推進することにより、必要な人材を育成しつつ確保を図る。

人材の育成に当たっては、職員個人の資質や経歴、年齢、キャリアパスを考慮しつつ、階層や専門に応じた各種研修を実施するとともに、業務に有用な各種資格を計画的に取得できるよう支援を行うなど、各業務の特性に応じた高度な専門知識の習得や管理能力の向上に努める。また、社会ニーズを把握し、産学官を結集したプロジェクトをマネジメント可能な人材の育成に努める。

なお、職員採用事務や各種研修等については、森林機構内で連携して実施するなどの効率化を検討することとし、可能なところから実施する。

(2) 人事評価システムの適切な運用

職員の業績及び能力の評価については、公正かつ透明性の高い評価を実施する。

研究職員の業績評価については、研究業績、学術団体等関係機関との連携、行政及び民間・企業等への技術移転等の研究開発成果の最大化に係る活動並びに森林機構の管理・運営業務等の実績を十分に勘案して行う。また、一般職員等については、国が実施する評価制度に準じた評価を実施する。

人事評価結果については、組織の活性化と業務実績の向上を図る等の観点から、適切に処遇へ反映させる。

(3) 役職員の給与水準等

役職員の報酬・給与については、職務の特性や国家公務員の給与等を勘案した支給水準となるよう取り組むとともに、透明性の向上や説明責任の確保のため、役職員の報酬・給与水準を公表する。

5 ダイバーシティの推進

ワークライフバランスに配慮した多様な働き方が可能な勤務形態の充実、キャリアカウンセリング等の機会の幅広い提供により、多様な人材がそれぞれの能力を存分に発揮できるよう、これまでの取組を継続し着実に実施する。男女共同参画を推進し、すべての職員がダイバーシティを尊重し合う意識を啓発するための研修、セミナー等を開催するとともに、各職場において中長期計画に即した育休取得、年休取得、定時退所呼びかけ等の取組を行う。森林機構内だけでなく地域社会・関係機関と連携協力して、ダイバーシティ社会の実現に向けて取り組む。

6 広報活動の推進

新たな木材需要の創出や森林の整備・保全に係る研究成果、優良品種の活用や水源林造成及び森林保険の重要性等に関する情報の発信を推進する。また、森林の持つ様々な機能の重要性について幅広い世代の国民の理解を醸成し、将来の人材の確保・育

成にも資するよう広報活動を実施する。

情報発信に際しては、受け手の多様性や利用者の使いやすさを考慮し、各業務の特性並びに広報の目的に応じて適切な手段を検討し、プレスリリース、ウェブサイト、SNS 及び広報誌等の最適なメディアを戦略的・効果的に活用する。また、シンポジウム及び展示会への出展等により積極的に広報活動を行う。

令和8年度 機構会議等の日程について

このことについて、下記のとおり開催しますので、お知らせします。

記

開催日：令和8年5月28日（木）、29日（金）

会 場：森林総合研究所大会議室 等

開催会議

- ・産学官民・国際連携推進本部会議
- ・機構会議
- ・業績審査委員会(研究・育種)
- ・地域情勢交換会議(支所・園長個別打合せ)

令和7年度の特定母樹の指定及び優良品種の開発について

1 特定母樹の指定

令和7年度に森林総合研究所林木育種センターが特定母樹として申請した8系統について、農林水産大臣により指定を受けました。

樹種名	系統数	内 訳
スギ	2	エリートツリー 1 (九州1)
		第二世代精英樹候補木 1 (東北、新潟県との共同申請(1))
ヒノキ	4	エリートツリー 4 (九州4)
カラマツ	2	エリートツリー 2 (東北2)
合 計	8	

注1：エリートツリーとはエリートツリー選抜実施要領第6条に基づき決定された第二世代以降の精英樹。

注2：内訳欄の（ ）内は育種基本区別の系統数。

2 優良品種の開発

令和7年度に森林総合研究所林木育種センターでは、優良品種30品種を開発しました。

品種の種別（樹種名及び種類）	育種基本区	品種数
花粉症対策品種（無花粉スギ）	関東	1
花粉症対策品種（無花粉スギ）	関西	2
花粉症対策品種（少花粉スギ）	関東	13
マツノザイセンチュウ抵抗性品種（クロマツ・第2世代）	九州	4
マツノザイセンチュウ抵抗性品種（アカマツ・第1世代）	関東	1
マツノザイセンチュウ抵抗性品種（アカマツ・第1世代）	関西	9
令和7年度開発実績数 合計 ※（ ）書きは年度計画における開発目標数		30 (25)
第5期中長期計画期間における開発実績数 令和7年度までの累計 ※（ ）書きは計画期間全体の開発目標数		161 (150)

【参考】

○令和7年度に指定された特定母樹の事例（エリートツリー）



<樹種> スギ
<指定番号> 特定7-1
<名称> スギ九育2-19
<樹令> 14年生 (R7.3月末)
<胸高直径> 13.3 cm (10年次)
<樹高> 9.7 m (10年次)
<材積> 0.074 m³ (10年次)
※申請個体の数値は、10本の平均値

(参考)

対照個体(260本)の平均値
<胸高直径> 11.2 cm (10年次)
<樹高> 8.3 m (10年次)
<材積> 0.049 m³ (10年次)

※写真は10年次撮影

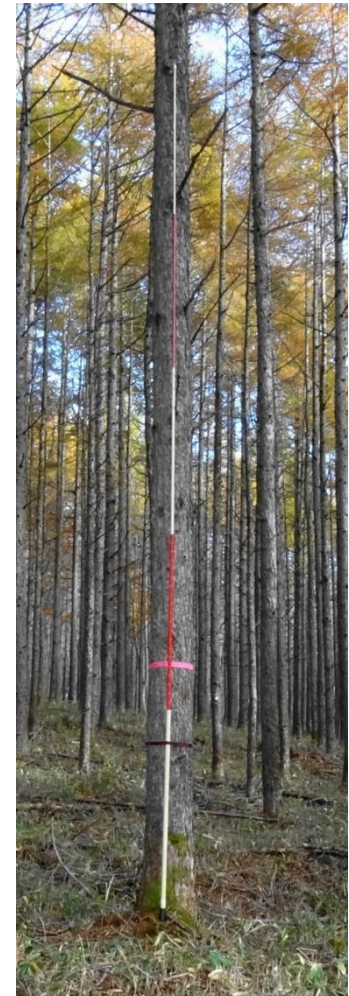


<樹種> ヒノキ
<指定番号> 特定7-2
<名称> ヒノキ九育2-57
<樹令> 52年生 (R7.3月末)
<胸高直径> 19.0 cm (29年次)
<樹高> 15.0 m (29年次)
<材積> 0.218 m³ (29年次)

(参考)

対照個体(41本)の平均値
<胸高直径> 16.1 cm (29年次)
<樹高> 14.2 m (29年次)
<材積> 0.156 m³ (29年次)

※写真は53年次撮影



<樹種> カラマツ
<指定番号> 特定7-8
<名称> カラマツ東育2-70
<樹令> 48年生 (R7.3月末)
<胸高直径> 18.0 cm (30年次)
<樹高> 12.0 m (30年次)
<材積> 0.153 m³ (30年次)

(参考)

対照個体(174本)の平均値
<胸高直径> 12.9 cm (30年次)
<樹高> 10.1 m (30年次)
<材積> 0.075 m³ (30年次)

※写真は47年次撮影

○特定母樹の指定状況（H25年度～R7年度末）

樹種名	系統数	内 訳	
スギ	264	エリートツリー	193 (東北45、関東73、関西56、九州19)
		うち花粉症対策品種	14 (関東14)
		第一世代精英樹	31 (東北10、九州21)
		うち花粉症対策品種	10 (東北1、九州9)
		第二世代精英樹(民有林)	13 (東北13)
		第二世代精英樹候補木(民有林)	5 (東北5)
		その他(第二世代雪害抵抗性品種候補木)	22 (東北22)
ヒノキ	76	エリートツリー	76 (関東21、関西41、九州14)
カラマツ	101	エリートツリー	100 (北海道1、東北27、関東72)
		第二世代精英樹候補木(民有林)	1 (北海道1)
グイマツ	1	第一世代精英樹	1 (北海道1)
トドマツ	32	エリートツリー	29 (北海道29)
		第二世代精英樹候補木(民有林)	3 (北海道3)
合計	474		

注：間伐等特措法に基づく特定母樹の指定制度が導入された平成25年度から令和7年度末までに、森林総合研究所林木育種センターにより申請（都道府県との共同申請を含む）がなされたもの。

○令和7年度に開発された優良品種の事例



左：花粉症対策品種 無花粉スギ品種
 中：花粉症対策品種 少花粉スギ品種
 右：マツノザイセンチュウ抵抗性品種

スギ西育不稔4号
 スギ林育2-316
 山口（滑山）アカマツ27号

令和7年度における林木遺伝子銀行110番の実施状況について

1. 事業の概要

林木育種センターでは、林木遺伝資源の総合的な収集、管理、利用を目的とした林木ジーンバンク事業として、各地の天然記念物や巨樹・名木等の収集・保存を行うとともに、事業の一環として、所有者からの要請により後継樹を増殖する取組である「林木遺伝子銀行110番」を行っています。

具体的には、学校等の機関や個人等が所有する文化的価値が高く、遺伝資源として保存する価値のある樹木が高齢等により衰弱している場合などで、これらの機関等からの要請に応じて、当センターがさし木やつぎ木等により同一の遺伝子を受け継いだ後継クローン苗木の増殖を行うものです。

増殖したクローン苗木は、所有者のもとへ里帰りし、地域のシンボル等として親しまれているところです。また、これらのクローン苗木は、当センターで林木遺伝資源として保存し、研究材料として活用します。

2. 里帰りの実績

令和7年度には12件を里帰りさせました。平成15年度の事業開始から令和7年度末までに278件・346点の里帰りが実施されました。

なお、令和7年度の新たな申請受入は13件でした。

(参考) 令和7年度の主な里帰り事例



「御形神社のショウフクジザクラ」(兵庫県宍粟市)

親木(左・所有者提供)とつぎ木で増殖した後継樹の里帰りの様子(右)

兵庫県固有種のショウフクジザクラは、但馬地方から播磨北部で古くから地域に親しまれている、樹形が半しだれで株立ちする八重咲きの珍しい桜である。なかでも「御形神社のショウフクジザクラ」は県内最大級で宍粟市によって天然記念物に指定されている。しかし、病虫害で樹勢が徐々に衰えてきたため、御形(みかた)神社からの要請を受け、つぎ木により増殖を行い、令和7年の新嘗祭の日(11月23日)に後継樹2本を里帰りさせた。

森林保険制度の普及及び森林保険加入促進に係る活動計画について

1 本活動計画策定の必要性等

森林保険の加入面積は、昭和59年度末の241万haをピークに減少を続けており、令和6年度末時点で51万2千haとなっている。

加入面積の低下に伴う保険料収入の減少は、森林保険業務の運営の安定性や健全性に悪影響を与えるとともに、被保険者等へのサービスの低下にもつながるものであることから、加入面積の減少傾向から脱することを目指し、戦略的かつ計画的に森林保険制度の普及及び加入促進活動を進めていく必要がある。

このような中、第6期中長期計画において、森林保険の制度の普及と加入促進に係る年度ごとの実施目標を含む活動計画を作成・公表し、それに即した取組を推進することとしていることを踏まえ定めるものである。

2 重点的に取り組む活動

以下の活動に重点的に取り組む。

なお、第6期中長期目標に係る評価指標とされている、①I 齢級の加入面積の拡大、②契約継続率の維持・向上に留意する。

(1) 森林保険制度の普及のための広報活動

①ウェブ媒体の活用、②広報誌等の活用、③都道府県と連携した広報活動、④市町村と連携した広報活動

(2) 森林保険加入促進活動

①公有林に係る取組

市町村長が出席する会議の場を活用した森林保険センター幹部による市町村長へのトップセールスの実施 等

②公有林以外の森林に係る取組

森林・林業関係者向けのイベントにおける森林所有者への見積もり作成 等

③継続加入を推進する取組

満期案内送付後連絡のない契約者に対するフォローアップを業務委託先に要請 等

④国の施策を踏まえた取組

林野庁通知を踏まえた再造林地等の森林整備施行地の森林保険加入を基本とする取扱いの都道府県担当者への要請 等

(3) 研修の実施等による能力向上

業務委託先の職員を対象とした説明スキルの向上を図る研修の実施 等

森林保険制度の普及及び森林保険加入促進に係る活動計画

令和8年4月1日

国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林保険センター

1 森林保険制度の普及と森林保険加入促進の必要性

森林保険は、森林の火災、気象災（風害、水害、雪害、干害、凍害及び潮害）及び噴火災による損害を填補する保険であり、災害によって林業の再生産が阻害されることを防止するとともに、林業経営の安定を図ることを目的としている。これら8つの災害をまとめて備えることができる保険は、我が国で唯一、国立研究開発法人森林研究・整備機構が提供する森林保険のみである。森林に係る災害という公共性・特殊性と、独立行政法人という公的機関の立場を踏まえ、森林保険業務を効率的かつ効果的に行うとともに、安定的・永続的な運営を行っていくことが国立研究開発法人森林研究・整備機構森林保険センター（以下「森林保険センター」という。）の使命である。

森林保険の加入面積は、昭和59（1984）年度末、国が運営する森林国営保険及び全国森林組合連合会が運営する森林共済の合計241万haをピークに減少を続けており、令和6（2024）年度末時点で、51万2千haとなっている。

加入面積の低下に伴う保険料収入の減少は、森林保険業務の運営の安定性や健全性に悪影響を与えるとともに、被保険者等へのサービスの低下にもつながるものであることから、加入面積の減少傾向をまずは食い止め、近い将来に増加に転ずるよう、減少傾向から脱することを目指し、戦略的かつ計画的に森林保険制度の普及及び加入促進活動を進めていく必要がある。

本活動計画は、農林水産大臣が定めた森林研究・整備機構第6期中長期目標及び当機構が定めた第6期中長期計画に基づき、「制度の普及と加入促進」に係る活動を定めるものである。

2 本計画の対象期間

本計画は、第6期中長期目標期間（令和8（2026）年度～令和14（2032）年度）を対象とする。

なお、取組を進める中で明らかになる課題や成果に応じ、追加又は変更すべき取組等が生じた場合は、適宜、見直しを行う。

3 重点的に取り組む活動

森林保険制度の普及と森林保険加入促進にあたっては、以下の活動に重点的に取り組むこととする。

なお、I 齢級の森林は、自然災害の影響を受ける確率が高く、森林保険の活用が有効と考えられること、今後さらに主伐面積の増加が見込まれる中、再造林が推進されること、I 齢級の加入を端緒として継続加入も期待できることから、I 齢級の加入面積の拡大に取り組む。また、加入面積のうち毎年約4割が満期を迎えており、契約継続率の確保が加入面積の確保に直結することなどから、第5期中長期目標期間の平均と同等以上の契約継続率の確保に取り組む。

あわせて、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所及び森林整備センター、森林保険業務の業務委託先である森林組合系統（以下「業務委託先」という。）をはじめ、林野庁、都道府県、市町村、森林・林業関係者等と緊密な連携の下、取り組むこととする。

(1) 森林保険制度の普及のための広報活動

森林所有者をはじめ森林・林業関係者に広く森林保険制度を知っていただき、森林保険への理解を深めていただくことで、森林保険の加入につながるよう、森林保険制度の普及のための広報活動について、以下の①から④のとおり取り組む。また、様々な手法や機会の活用により広報活動を展開・推進する。

なお、広報活動の推進にあたっては、公式キャラクターを活用し、森林保険の周知を図ることとする。

① ウェブ媒体の活用

森林保険センターウェブサイトについて、アクセス状況の分析を行い、掲載内容の充実及び継続的な更新、時宜を得た情報提供を行うことにより情報発信の充実を図る。また、利用者が必要な情報へ迅速にアクセスできるよう森林保険センターウェブサイトの仕様を見直し、アクセス数の更なる増加を図る。

あわせて、Facebook や YouTube による情報発信を引き続き行うほか、X 等新たな媒体の活用も検討し、各特性に応じた効果的な情報発信に取り組む。

② 広報誌等の活用

森林保険センター広報誌「森林保険だより」（以下「森林保険だより」という。）について、加入促進活動で得られた契約者の声の紹介等、加入促進につながる誌面作りに取り組む。

森林・林業関係誌への広告掲載について、効果的な媒体の選定及び内容の工夫により、説得力のある広告内容とする。

ポスターについて、森林保険の周知拡大に資する内容を企画・作成し、森林・林業関係団体等に配布するとともに、掲示への協力を依頼する。

業務委託先が参画する各地域で行われる森林・林業関係者向けのイベントへのパネル貸出等に取り組む。

③ 都道府県と連携した広報活動

都道府県に対し、森林保険制度の普及に係る取組（森林保険普及事務等委嘱）を要請する。

④ 市町村と連携した広報活動

市町村に対し、市町村広報誌等に森林保険に関する記事の掲載を依頼する。なお、依頼をした市町村に対し、定期的にフォローアップを行う。

(2) 森林保険加入促進活動

「森林保険加入に係る指導の徹底について（依頼）」（令和5年10月18日付け5林整計第586号林野庁森林整備部計画課長、整備課長通知）（以下「林野庁通知」という。）を踏まえ、都道府県、市町村、業務委託先等に対し、森林所有者への森林整備施行地の森林保険加入を要請するとともに、都道府県及び市町村に対し、公有林の新規及び継続加入を要請するほか、森林保険加入促進活動について、

以下①から④のとおり取り組む。なお、①、②、④については、I 齢級の森林が、自然災害の影響を受ける確率が高く、森林保険の活用が有効と考えられること、今後さらに主伐面積の増加が見込まれる中、再生林が推進されること、I 齢級の加入を端緒として継続加入も期待できることから I 齢級の森林に特に重点を置いて加入促進を図る。また、公有林や企業所有林は、前年度に保険料の予算化が必要となることから、時機を逸しないよう計画的に取り組む。

① 公有林に係る取組

公有林は、加入面積の約4割を占め、加入面積の増減に大きな影響を与えていること、公有林における森林保険加入は、森林所有者への模範となり森林保険制度の普及につながることで、公有林の保険料が地方交付税措置されていることを踏まえ、以下のア及びイのとおり取り組む。

ア 森林管理局・署や森林整備センター等と連携して、国有林野等所在市町村長有志協議会や水源林造成協議会等市町村長が出席する会議等の場を活用し、森林保険センター幹部が市町村長等にトップセールスを行う。

また、市町村や都道府県を訪問し、加入促進を図る。

これらの加入促進の際、各市町村の森林等の状況に即した加入プランを提案し、データ分析に基づく加入促進を行う。なお、当該加入促進活動を行った後、当該市町村に対し、1か月以内を目途にフォローアップを行う。

イ 林野庁が主催するブロック会議に出席し、都道府県担当者に対し、林野庁通知を踏まえ、公有林の新規及び継続加入を要請する。

② 公有林以外の森林に係る取組

ア 森林・林業・環境機械展示実演会や全国森林組合連合会が主催する都市部に住む森林所有者向けの相談会等森林・林業関係者向けのイベントにおいて、森林所有者に見積もりの作成等を行う。

イ 企業等による森林づくり活動の相談窓口等関係機関と連携して、企業の森林づくりに取り組む企業や自社所有林に森林認証を取得した企業等森林及び自然環境への関心が高い企業等に対して、森林保険に関する情報提供を行う。

ウ 接点を得た企業等に対して、広報誌等による情報提供を行う。

エ 森林組合系統が組織活動として、森林保険加入を促進すべく働きかけを行う。また、森林施業プランナー等に対し、森林所有者への再生林等の施業提案にあわせて森林保険への加入を勧めるよう働きかけを行う。

③ 継続加入を推進する取組

ア 満期案内を送付する際に、森林の状況に基づき、契約者のニーズに合った

継続プランの提案や資料の添付など、継続契約に資する追加的な取組に努めるよう業務委託先へ促す。また、満期案内が、未送付の場合は、満期1か月前を目途に森林保険センターが業務委託先に送付を促す。さらに、満期満了日までの残存期間が1か月未満となっても連絡のない契約者に対して、継続契約の意思の確認に努めることを業務委託先に促す。

イ 契約者及び被保険者に、森林保険に加入していることを認識いただくため、定期的な情報提供に努めることを業務委託先に促す。

④ 国の施策を踏まえた取組

ア 林野庁が主催するブロック会議に出席し、都道府県担当者に対し、林野庁通知を踏まえ、再造林地等の森林整備施行地の森林保険加入を基本とする取扱いについて、全国的に早期に定着するよう要請するとともに、森林整備施行地の森林保険の加入期間の延長等を要請する。

イ 林野庁通知を踏まえ、業務委託先においても、森林整備事業を行う際、森林所有者に森林保険加入の働きかけを行うよう要請する。

ウ 林野庁主催の地域林政アドバイザー向けの研修等において、市町村担当者等に、森林経営管理制度における災害リスク対応の必要性や森林保険の活用の有効性等について理解を深めてもらい、経営管理権集積計画等への森林保険の取扱い（保険料負担者、保険金受領者、保険金の用途等）の記載を要請する。

（3）研修の実施等による能力向上

業務委託先の職員の加入促進に係るスキルの向上を図るため、以下のアからエのとおり取り組む。

ア 業務委託先の職員等を対象とした、説明スキルの向上等加入促進に係る能力向上を図る研修を実施する。

イ 一定の習熟度以上の業務委託先の職員等に対しては、ロールプレイングやデータ分析手法等を取り入れた実践的な研修を実施する。

ウ 加入促進活動を集中的に実施することが効果的である業務委託先を森林保険センターが選定し、森林保険センターと当該業務委託先の職員が協力して、地域特性を考慮した加入促進活動を実施し、当該業務委託先が加入促進を実施できるようになることを目指す。

エ 業務委託先が行う加入促進の手法や成果等の優良事例について、横展開が図られるよう取り組む。

重点的に取り組む各活動の年度目標

(1) 森林保険制度の普及のための広報活動

取 組	目 標
① ウェブ媒体の活用	森林保険センターウェブサイトへのアクセス数：月平均1万回（第5期中長期目標期間平均）
② 広報誌等の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・森林保険センター広報誌「森林保険だより」発行：年4回（第5期中長期目標期間平均） ・広告掲載数：年7回（第5期中長期目標期間平均） ・ポスター配布部数：年5,000部（第5期中長期目標期間平均）
③ 都道府県と連携した広報活動	森林保険普及事務等委嘱都道府県数：年26県（第5期中長期目標期間平均）
④ 市町村と連携した広報活動	市町村広報誌等への掲載要請市町村数：年5市町村（新規設定目標）

(2) 森林保険加入促進活動

取 組	目 標
① 公有林に係る取組	市町村長等への加入促進実施市町村数：年20市町村（新規設定目標）
② 公有林以外の森林に係る取組	<ul style="list-style-type: none"> ・森林所有者等に対する加入促進実施イベント数：年2回（新規設定目標） ・企業等による森林づくり活動への加入促進において連携した機関数：年2機関（新規設定目標） ・森林施業プランナー等への加入促進要請回数：年2回（新規設定目標）
③ 継続加入を推進する取組	満期案内の際に継続契約に資する追加的な取組を行った森林組合系統の数：年5森林組合系統（新規設定目標）
④ 国の施策を踏まえた取組	国が主催する会議・研修等における都道府県担当者や地域林政アドバイザー等への加入促進要請回数：年5回（新規設定目標）

(3) 研修の実施等による能力向上

取 組	目 標
研修の実施等による能力向上	研修実施回数：年5回（新規設定目標）

今後の主な会議・行事予定について

日付	研究	整備	保険	行事名	場所等
4月15日		○		全国水源林造林協議会連合会 役員会	ルポール麴町（東京都千代田区） （主催：全国水源林造林協議会連合会、 出席：森林整備センター）
4月25日	○			森林総合研究所「春の一般公開2026」	森林総合研究所（つくば市） （主催：森林総合研究所）
5月9日～ 10日	○	○	○	第35回森と花の祭典－「みどりの感謝祭」併催行事「みどりとふれあうフェスティバル」	高尾599ミュージアム（東京都八王子市） （主催：林野庁ほか、ブース出展）
5月13日		○		全国水源林造林協議会連合会 総会	ルポール麴町（東京都千代田区） （主催：全国水源林造林協議会連合会、 出席：森林整備センター）
5月18日～ 19日	○			令和8年度九州地区林業試験研究機関連絡協議会研究担当者会議（木材加工部会）	熊本県林業研究・研修センター（熊本市） （主催：九州地区林業試験研究機関連絡協議会）
5月19日～ 22日	○			令和8年度九州地区林業試験研究機関連絡協議会研究担当者会議（保護、育林・経営、育種、特産部会）	九州支所（熊本市） （主催：九州地区林業試験研究機関連絡協議会）
5月19日～ 22日		○		会計検査院実地検査	静岡水源林整備事務所（静岡市） （実施：会計検査院）
5月26日	○			令和8年度近畿中国森林林業技術開発協議会	近畿中国森林管理局（大阪市） （主催：近畿中国森林管理局、関西支所）

主要行事（令和8年3月6日～令和8年4月9日）

月 日	行 事 内 容	出 席 者
3月6日(金)	【共】理事会	理事長、各理事、森林保険センター所長、両監事
〃	【研】化学物質等管理委員会	研究担当理事
11日(水)	【研】Tristar 総会	研究担当理事
12日(木)	【研】ベンチャー認定委員会	企画・総務・森林保険担当理事、研究担当理事
〃	【研】第8回国際科学諮問委員会	研究担当理事
13日(金)	【共】機構リスク管理委員会	理事長、各理事、森林保険センター所長、両監事
〃	【共】機構コンプライアンス合同報告会	理事長、企画・総務・森林保険担当理事、森林業務担当理事、法令遵守担当理事、両監事
〃	【共】不正防止計画推進委員会	企画・総務・森林保険担当理事、法令遵守担当理事
16日(月)	【研】第137回日本森林学会大会	理事長、研究担当理事
〃	【研】情報セキュリティ委員会	企画・総務・森林保険担当理事
23日(月)	【研】製材等JAS認証の審査・判定委員会	研究担当理事
24日(火)	【研】森林保険資金調達及び運用業務検討委員会	企画・総務・森林保険担当理事
25日(水)	【研】IUFRO-J 機関代表会議	理事長、研究担当理事
4月1日(水)	【研】入所式	理事長、企画・総務・森林保険担当理事、研究担当理事、森林業務担当理事、法令遵守担当理事
〃	【育】入所式	育種事業・森林バイオ担当理事
9日(木)	【共】4法人監事連絡会	両監事

※【研】：森林総合研究所、【育】：林木育種センター、【整】：森林整備センター、【保】：森林保険センター、【共】：共通の行事の略

森林総合研究所が広報普及した主な研究成果等について

○ 前月以降公開済の研究成果

	広報タイトル	研究者・担当者名	掲載誌名	論文公開時期	備考
1	乾燥常緑林の蒸散量はエルニーニョによる極端な乾燥から素早く回復した	イダ シンイチ 飯田 真一 北海道支所	Agricultural and Forest Meteorology	2026/1	
2	森林総研樹木園内のソメイヨシノの腐朽診断を実施、12本中6本に異常が見つかる	ハツリ ユカコ 服部 友香子 きのこ・森林微生物研究領域	森林総合研究所研究報告	2025/12	
3	個性や働き方に応じたアプローチにより、安全マニュアルの遵守をいっそう促進できる	幼ヤマ リマサ 高山 範理 森林管理研究領域	環境情報科学学術研究論文集	2025/12	
4	クビアカツヤカミキリ誘って殺すボトル型毒餌剤開発、ネット内設置	スナムラ エイリキ 砂村 栄力 森林昆虫研究領域	Pest Management Science	2026/2	
5	公開情報で森林空間の美しさを予測するモデル開発- 景観に配慮した施業を支援する	幼ヤマ リマサ 高山 範理 森林管理研究領域	日本森林学会誌	2026/1	
6	農山村景観の景観美を環境情報から予測分析、近景の扱いで美しさアップ	幼ヤマ リマサ 高山 範理 森林管理研究領域	ISPRS International Journal of Geo-Information	2026/2	
7	伐採跡地の草地化で作物の花粉を運べる昆虫が増加	タキ ヒサトモ 滝 久智 生物多様性・気候変動研究拠点	Ecological Engineering	2026/2	
8	スギの生物ストレス応答遺伝子は日本海側と太平洋側で働き方が異なる	イハトクコ 伊原 徳子 樹木分子遺伝研究領域	PLOS One	2025/9	
9	場所によって違う森林内のセシウム移動量、地点間でばらつき最大10倍	サカタ ワタル 坂下 渉 震災復興・放射性物質研究拠点	Journal of Environmental Radioactivity	2026/1	
10	ブナ科の常緑広葉樹はその年の光合成で作った炭素でどんぐりを生産	ハン チンミン 韓 慶民 植物生態研究領域	Tree Physiology	2024/12	
11	沖縄県やんばる地域で発見されたニホンジカの由来を解明- 遺伝解析で明らかとなる国内外来種の移動経路-	ワタリ ユウヤ 亘 悠哉 野生動物研究領域	Mammal Study	2026/3	プレスリリース
12	ニホンジカもイノシシも2050年までに全国へ	オカ テルキ 岡 輝樹 多摩森林科学園	Scientific Reports	2026/2	プレスリリース
13	45年ぶりに鳥類の新種発見！？- トカラ列島で独自に進化を遂げた希少種トカラムシクイー-	セキ シンイチ 関 伸一 関西支所	PNAS Nexus	2026/3	プレスリリース

14	やんばるで目撃されたシカは絶滅危惧植物を食べていた！ —見過ごされていた世界自然遺産地域における国内外来種の侵入リスク—	ワタリ ユウヤ 亙 悠哉 野生動物研究領域	Mammal Study	2026/3	プレスリリース
15	地球温暖化から逃避する樹木と哺乳類・鳥類との関係 —野生のサクラの種子散布に果たすクマの役割—	ナオエ ショウジ 直江 将司 東北支所	Oecologia	2025/1	プレスリリース

○ 最近のシンポジウム・イベント

	名称	担当	主催等	開催場所	開催日	備考
1	令和7年度林木育種成果発表会	林木育種センター	林木育種センター	オンライン開催	3月5日(木)	